

二		十		一		表	
全廿七年度決算	全三十一年五月	一年十一月	議會解散の爲め遷延	全卅九年度決算	全四十二年一月	一年十月	
全廿八年度決算	全三十一年五月	二年二月		全卅八年度決算	全四十一年二月	一年十一月	
全廿九年度決算	全三十二年二月	一年十一月		全卅七年度決算	全四十年二月	一年十一月	
全三十年度決算	全卅三年一月	一年十月		全卅六年度決算	全卅九年一月	一年十月	
全卅一年度決算	全卅四年二月	一年十一月		全卅五年度決算	全卅八年一月	一年十月	
全卅二年度決算	全卅五年一月	一年十月		全卅四年度決算	全卅八年一月	二年十月	
全卅三年度決算	全卅五年十二月	一年九月		全卅三年度決算	全卅五年十二月	一年九月	
全卅四年度決算	全卅八年一月	二年十月	議會解散の爲め遷延	全卅二年度決算	全卅五年一月	一年十月	
全卅五年度決算	全卅八年一月	一年十月		全卅一年度決算	全卅四年二月	一年十一月	
全卅六年度決算	全卅九年一月	一年十月		全卅年度決算	全卅三年一月	一年十月	
全卅七年度決算	全四十年二月	一年十一月		全卅九年度決算	全卅二年一月	一年十月	
全卅八年度決算	全四十年二月	一年十一月					
全卅九年度決算	全四十二年一月	一年十月					

由之觀之明治二十三年以後にありては決算の發表は既に一大進歩にして英國を除き文明各國に對して敢て遜色なきの程度に達せり既に此程度に達するを得たり尙ほ一步を進めて英國にも劣らざるの進歩を爲し得ざるの理由なし元來英國の議會は丙年度の豫算を討議するときに甲年度の決算英國の決算は伊國の如き純然たる現計決算に非ずを接受する順序となり居れり殊に開會の始に接受し會計調査報告書と共に直に決算調査委員會の議に附し又丙年豫算決定上有力なる材料に供せらる決算を輕視せずして之を利用するの巧みなる感服の至りに堪へず本邦に於ても今一層決算調製の時期を早め検査報告と共に之を豫算の編製及査定に參考に供せば所謂豫算と決算との聯絡を保つを得豫算の正確を得る上に於て多大の利益を得庶幾くは第十四節に論ずるが如き諸弊を防ぐに足らん是れ吾人が本節に於て其冀望と方法とを論ずる所以なり

第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同
 時期に議會に提出するを得るの方法

我邦現行の制度に據れば甲年度の決算は議會に於て丁年度の豫算案を議する

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出するを得るの方法

時に之を議會に提出するを得るの運に至り敢て甚しく人後に立つものと云ふを得ずと雖も今之に尙ほ一層の改良を加へて以て甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時期に議會に提出するを得る方法を案ずれば大略左の如くなるべし

第一 甲會計年度所屬の歳入歳出の出納に係る事務を乙年度八月末日(出來得べくば七月末日迄)に悉皆完結せしむること隨て大藏省設備の主計簿も亦同日に會計検査官立會の上に締切ること

右整理期間五ヶ月の間に於て金庫が甲年度所屬の歳入歳出を出納する期限乙年度六月と假定す又仕拂命令官が甲年度内即ち三月末日迄に仕拂の義務を負ひたる経費を支出せんが爲に甲年度所屬として仕拂命令を發行し得る期限(乙年度五月末日と假定す)を適宜に定むること

或は言はん斯く歳計の整理期限を短縮するに事實非常の困難なりと然れども凡そ物の整理期限は同一の結果を得て或は一定の都合迄は伸縮し得べきものなり吾人の希望する縮短は現行の制度に比し表面上最終の期限に於て四箇月を短縮するが如しと雖も其實三箇月なり何となれば會計法第一條第二項の期限即ち

困難は寧ろ外観にあり

乙年度十一月末日は會計規則第三條金庫出納期限を改正して一箇月を短縮せざる以前に定められたる期限なればなり金庫出納期限にして既に一箇月に短縮せられたる以上は會計法第一條第二項の期限も亦其當時に於て一箇月短縮せられて差支なかりしものと視て可なり況はんや従前は年度科目所管廳等の誤認は金庫出納期限後と雖も之が訂正を金庫に於て受理するの制なりしも今日は之を廢止せるに於てをや

第二 第一の如く主計簿締切を乙年度八月末日となす以上は各省決算報告書が大藏省へ提出する期限は乙年度八月末日とし、總決算及各省決算報告書を内閣より會計検査院に廻付すべき期限を九月末日と定むることを要す
現行の制に依れば各省決算報告書の大藏省へ提出期限は勅令會計規則第五十二條の規定ありと雖も總決算及各省決算報告書を検査確定の爲め内閣より會計検査院に廻付すべき期限に就ては何等規定する所なし是れ會計法及會計規則發布の當時に於ては或は事情の止を得ざるものありしに由るべしと雖も數年の實驗を重ねたる今日に於ては最早之を規定して嚴守するを當然なりと信ず論者或

計簿提出に係る規定の改良を要す

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目

甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出するを得るの方法

は云はん總決算及各省決算報告書の會計検査院に於ける検査は單に形式上に止まり實質上の検査は歳入にありては歳入を徴收する官吏の證明提出にありては仕拂命令官の證明によるを以て總決算及各省決算を會計検査院に廻付するの遅速は重要な問題に非ず要は只通例十二月中に召集せらるゝ議會の開會中に提出するに差支なき時期に於て之を會計検査院へ廻付すれば可なりと然れども是れ皮相の見たるを免かれず今實地の經驗に依るに會計検査院に於て國費を検査確定するに當り實質上重要な問題は却て總決算及各省決算報告書其物に就て多々發見せらる豫算の編製適當ならざりしが爲め其執行上に起りし所の種々の批難事項の如き將來豫算の編製をして適實ならしむるの好材料となるべきものは豫算の規程に屬する問題又は財政上の得失問題等は豫算執行上全體の結果を表する所の總決算及各省決算報告書に依るに非ざれば之を摘出査定する能はず要するに會計検査院が總決算及各省決算報告書に就き検査上精神を勞すべきは寧ろ其實質にありて形式に非ず隨て検査上多くの日數を要するは止を得ざるなり況んや其形式上に係る検査の手數も亦容易ならざるに於てをや

決算に於ける検査は實質上の検査に非ず形式上の検査に止るべきなり

第三 會計検査院に計算説明の義務ある官吏即ち支拂命令官歳入を徴入する官吏及出納官吏より該院へ提出する計算書の調製期限及送付期限は會計検査院之を規定すること

各種出納官吏の計算書調製期間及送付期限は何れも會計規則に夫々規定する所ありと雖も多年の經驗上實際の便宜に適せざるもの少なからず是等は國務の執行の便宜の爲め適當の調製期間及送付期限を定むるを可とす歳入を徴收する官吏より提出する計算書の如き亦然り抑々該計算書は年度經過後五箇月以内に會計検査院に提出するの規定なるも仕拂命令官より提出する支出計算書と同じく毎月一回之を調製し提出せしむるを以て便宜とす會計検査院亦之を不便とせざるべし而して其提出者に取りても亦便利ならん何となれば歳入を徴收する官吏が其徴收したる歳入の報告を主務の上司に提出するは毎月一回の制なるを以て同一の計算に基づき上司に對する報告書と會計検査院に證明する計算書とを作成するを得ればなり斯く雙方の便宜を計ると同時に検査の進行をして實際の收入支出の進行と可成近接せしむるの方針を採るは決算の發表を速かにするの

計算書調製及送附

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出する方法

手段として最も必要なるを信ず

第四 第一第二の方法行はるゝものとして茲に最も困難にして會計検査院主

として其責任を負はざる可らざるものは第四の方法なり、即ち該院の検査の進行は大速力を加ふべきこと

従來の實跡に依れば近年多少の進歩ありと雖も甲年度の總決算及各省決算報告書は丙年度の六月乃至八月の間に於て内閣より、検査院に廻付し同院に於て之れが検査確定を爲し、検査報告書を添付し内閣へ返付するは丙年度の十二月中にあり、故に甲年度の歳入歳出は甲年度後二十一個月目に會計検査院の検査確定する所となる即ち左表の如し

年 度	内閣より検査院へ甲年度 決算廻付年月日	全上検査院より内閣へ 返付年月日
明治廿四年度	廿六年七月三日	全年十二月十六日
全 廿五年度	廿七年七月十七日	全年十二月廿五日
全 廿六年度	廿八年六月二十四日	全年十二月廿八日
全 廿七年度	廿九年七月一日	全年十二月廿六日

表 二 十 二

全 廿八年度	三十年七月六日	全年十二月廿八日
全 廿九年度	卅一年八月三日	全年十二月廿六日
全 三十年度	卅二年七月十四日	全年十二月五日
全 卅一年度	卅三年六月廿三日	全年十二月三日
全 卅二年度	卅四年七月三日	全年十一月十九日
全 卅三年度	卅五年六月二日	全年十月廿七日
全 卅四年度	卅六年六月廿四日	全年十月十日
全 卅五年度	卅七年七月六日	全年十月三日
全 卅六年度	卅八年七月十四日	全年十月十一日
全 卅七年度	卅九年八月二日	全年十月二十四日
全 卅八年度	四十年八月廿八日	全年十一月一日
全 卅九年度	四十一年九月十一日	全年十一月十三日

然るに吾人は甲年度の決算は丙年度の豫算案と同時期に議會に提出せられんことを望むが故に晚くも乙年度の十二月末日迄に即ち年度後九箇月目に之が檢

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同時期に議會に提出する方法

査確定を爲すを要す。斯くするときは検査確定の期限は従前に比し十二箇月を早めることとなり非常の激變と云はざるを得ず。然れども事實爲し得可らざる事非ざるなり。尤も之が爲め多少吏員の増加を要し、行政監督の効力を増し委託検査の範圍を擴張し尙ほ一層検査の手数を簡略にする等大に考慮を要するは論を俟ざるなり。

第四節 官有物會計の監督

第一目 監督方法の不備

會計検査院法第十二條に

會計検査院は官金の收支官有物及國債に係る計算を検査確定して會計を監督す
と規定し又同法第十三條に會計検査院の検査を要する項目を定むること左の如し

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造の收支及官有物に関する決算(三四は略す)

由是觀之官有物に関する計算は會計検査院の検査確定を要するは既に法律上に明かなり、又院法第十四條には

會計検査院は憲法第七十二條に依り決算を検査確定すると同時に左の諸項に付報告書を作るべし

一 總決算及各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や

二 歳入の賦課徴收歳出の使用官有物の得有、沽賣、讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や

三 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否や
と規定し、會計検査院が決算を検査して以て確定する所の事項の過半は右の諸項(外に尙ほ種々の不當事項、不經濟事項等あり)に屬す、即ち官有物の得有、沽賣、讓與及利用に關し會計検査院をして検査確定をなさしむるの精神は既に憲法及會計検査院法に於て明かに規定せらるゝ所なり、然るに此精神を實行する方法手續に

至りては殆ど其規定あるなし。夫れ國家の資産は金錢及物件の二種に分る、而して物件は更に之を動産不動産の二類に分つを得べし。其金錢及動産の會計に關しては會計法及會計規則のあるありて之が整理及監督の方法略々備はり、其動産の會計に關しては特に物品會計規則、海陸軍兵備品會計規則等の設定ありて稍々人意を強ふするに足るものありと雖も不動産の管理及監督の方法は頗る不完全たるを免かれず、殊に其監督の方法に於ても最も然りとす不動産即ち官有財産の會計監督方法としては官有財産管理規則に於て各省大臣をして官有財産目録及其増減異同報告書を調製して帝國議會に報告せしむるの規定ありと雖も、其外何等監督方法の定まるなし。

第二目 前記の不備より生ずる缺點

是を以て現行制度の下に於て會計検査院が院法第十四條の命ずる官有物の得有、沽賣讓與及利用に關し検査確定を爲す方法は官有物其物の計算官有財産の計算は検査の爲め提出せられず、に依るに非ずして官有財産の得有、沽賣讓與及利用の結果が歳入の決算若くは歳出の決算上に顯出する場合に初めて之が是非を審

議するの外なし。然るに是等の結果は必ずしも歳入若くは歳出の決算上に顯出するものに非ず。例へば代價を徴收して官有財産を離權したる場合は其代價は歳入となりて決算上に顯はるゝも無代價にて離權する場合は歳入決算上に顯はれず、又代價を拂ふて官有財産を得有する場合は歳出の決算上に顯はるゝも無代價にて得有する場合は歳出決算上に顯はれず、又高價なる官有財産を低價なる民有財産と交換したる場合の如きは必ずしも高價なるものと低價なるものとの場合に限らず、歳入歳出何れの決算上にも顯はれず、故に如何なるものが離權せられたるや、如何なる不法如何なる不當事項の實在するや之を知るの途なく、隨て官有物の離權の當否を検査確定するに由なし。是等の類例は弊害の生じ易き官有財産の得有處分及利用上に於ては往々あり得べき所なり、而して是等は何れも歳入決算上に顯はれずして院法第十四條の検査確定報告事項より脱出するものなり。是れ會計監督上立法の不備と云はずんばある可からず、官有財産の管理及監督の方法に就ては大に考慮を要すべきものあるは勿論なりと雖も、其監督上差向き必要にして且つ容易なる方法は彼の各省大臣より帝國議會に報告する官有財産目録及其

増減異同報告書は總て會計検査院の検査を経て之を帝國議會に提出すべきものと規定し、以て此會計監督上一日も捨置く可らざるの缺點を補はんこと希望に堪へざるなり

第五節 會計検査院の組織權限

帝國憲法は其第七十二條に

國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

と命令し、又會計検査院法第一條は

會計検査院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有すと規定し、而して同法第十二條は

會計検査院は官金の收支官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す

と規定す

法規の關係

由之觀之會計検査院は其職權内に附せられたる諸般の會計に對し其結果に就き獨立絶對の責任を以て之が検査を爲し之が是非得失を確定する所の監督機關なり、該監督機關を組織する者を會計検査官と云ふ院長部長及検査官即ち是なり而して會計検査官は刑事裁判若しくは懲戒裁判に依るに非ざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなく所謂終身官にして世人動もすれば之を目して一開職となす蓋し誤れり、焉ぞ知らん職に監督の任に在る者は忠實の精神を有し恒居不息の注意を爲し、時に剛毅果斷の行爲に出るの要あるを、抑々該法の目的は會計検査官をして獨立の責任を以て剛直に誠實に熱心に、活潑に其事務に従事するを得しむるに在り、換言すれば會計検査院の執務の剛直、誠實、熱心、活潑を保障するに在りて其奉職の永續を保護するに非ざるなり、而して法律は検査官を終身官とすると同時に身體若くは精神の衰弱に依り職務に堪へざる者に對しては退官議決を爲すの規定を設く其用意周到にして緩急の便ある斯の如し、國家が會計事務に重きを置き其監督の最終機關に留意する實に厚しと云つべし

第六節 決算の系統

第一目 總論

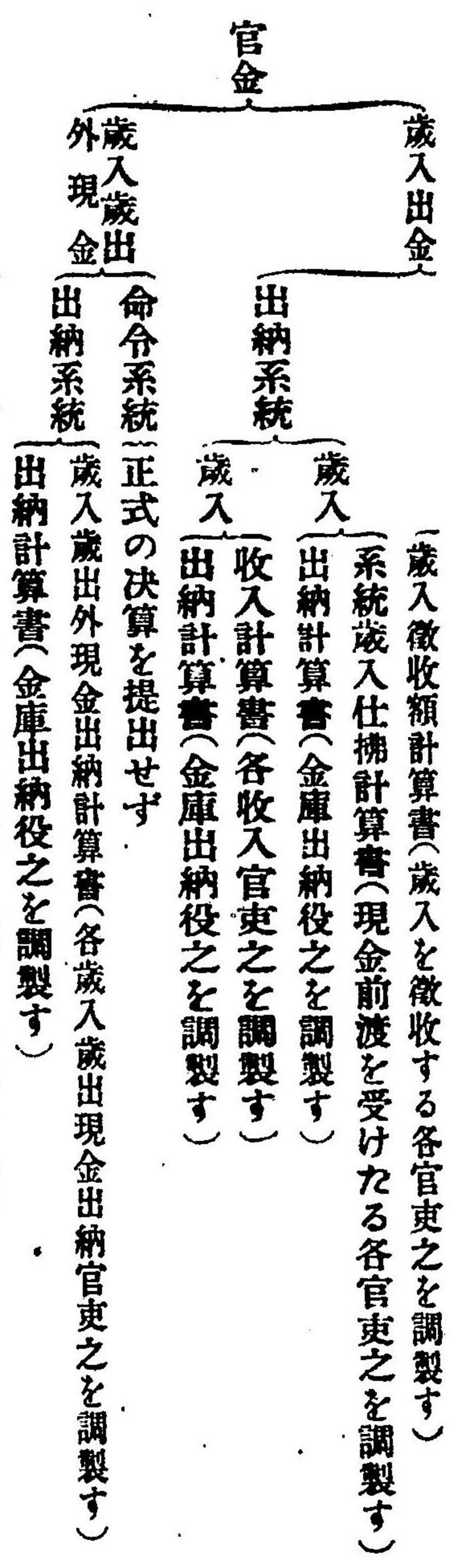
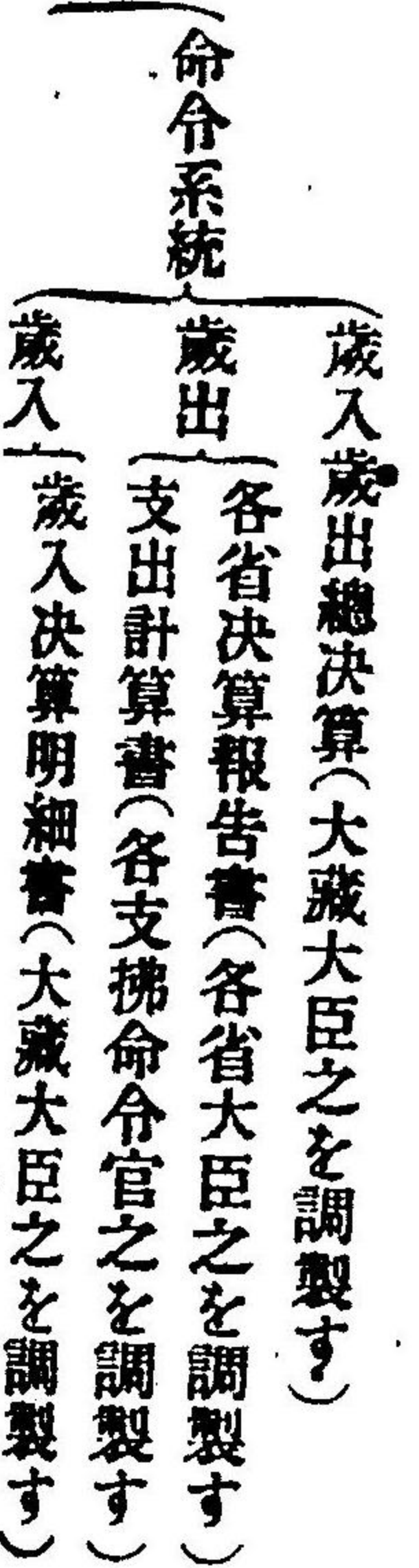
抑々決算は二種の系統上より發生す、二種とは何ぞ哉曰く

第一 命令系統

第二 出納系統

是なり

命令系統とは官金に就て之を云はゞ現金を取扱はず國庫に向て現金の仕拂を命令し若くは國庫に向て現金の納付を命令するものを云ふ出納系統とは現金の保管出納を爲すものを云ふ、今此兩系統より提出せらるる所の計算是官金の部にありては左の如し



右の外特別會計の決算官有物の決算等に就ては之を略す

第二目 命令系統

命令系統の決算に對しては會計検査院は會計に關する諸般の法規は遵守せられたるや否や、豫算の規程に違ふことなきや否や假令法規に違反せざるも行政院として適當ならざることを爲したるものなきや否や、濫費なきや否や、損失を豫防せず或は避け得べき損失を避くるの注意を缺きたるとなきや否や、契約違の支出なきや否や、國庫に不利なる契約を爲したるとなきや否や等、要するに計數の正確如何法規の適用如何豫算の規程如何、財務の當否利害如何、經濟上の得失如何等廣

く會計上に觀察を下し諸般の證據書を審査し事の明瞭なるものに對しては直に院の意思を決定し事の不明なるものは支拂命令官に又は歳入を徵收する官吏に審理書を發し其答辯を求め或は國務大臣其他の當局者に質問を發し其辯明を以て事の明瞭に歸したる後之に對する院の意思を決定し各種の決算を檢査確定す是れ會計檢査院が命令系統の各種の決算に對し爲す所の行動なり其行動の最終の結果は一は院法第十四條の檢査報告と成り一は同第十五條の檢査成績書と成る

第三目 出納系統

會計檢査院が出納系統の決算に對し其計算を正當なりと判決したるときは當該出納官吏に對し責任解除狀を交付し正當ならずと判決したるときは辨償の責を免かれざるものとし其旨を本屬長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを待て責任解除狀を交付す是れ會計檢査院が出納系統の決算に對して爲す所の行動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり

第二編 第一卷 終

く會計上に觀察を下し諸般の證據書を審査し事の明瞭なるものに對しては直に
院の意思を決定し事の不明なるものは支拂命令官に又は發入を徵收する官吏に
審理書を發し其答覆を求め或は國務大臣其他の當局者に質問を發し其證明を以
て事の明瞭に歸したる後ち之に對する院の意思を決定し各種の決算を檢査確定
す是れ會計檢査院が命令系統の各種の決算に對し爲す所の行動なり其行動の最
終の結果は一は院法第十四條の檢査報告と成り一は同第十五條の檢査成績書と
成る

第三目 出納系統

會計檢査院が出納系統の決算に對し其計算を正常なりと判決したるときは當
該出納官吏に對し責任解除狀を交付し正當ならずと判決したるときは賠償の責
を免かれざるものと其旨を本廳長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを
待て責任解除狀を交付す是れ會計檢査院が出納系統の決算に對し爲す所の行
動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり

第二編 第一卷 終

訂正
第十八版

財政と金融

乾

第二編 第二卷

會計年度
及國庫

第二卷 會計年度及國庫

第一章 會計年度

第一節 年度の要義

會計年度は財政の現状を明確ならしめ過去に依りて將來を圖るの便に供し、主として出納整理の爲に設けたるものなり。若し夫れ出納上年度所屬の區分なからしめんか計算或は重複し或は正當の季節を越へ、數年前に屬する出納を後年に於て執行し或は當年の計算數年の後に顯はれ無數の混雜を生ずべし。故に國家の出納は年度所屬を定め之を整理せざるを得ず、民間の事業に於ても營業年度を設け其出納を整理して以て決算の便に供す、其比較的簡單なる民間事務に於て尙且つ然り、況や國家出納の廣且つ大なるに於てをや、年度區別の整然たらざるを得ざるや論を俟たず

第二節 年度開始に就ての注意

年度區別の必要なる夫れ斯の如し而して其開始の季節に就ても亦大に注意すべしものあり不幸にして用意周到ならず收入少く現金國庫に豊かならず又は歳出殊に多く又は兩者併發するが如き時期に於て年度を開始するときは爲に大藏省證券の發行を促がし其期限も或は長からざるを得ず果して然らば國庫の不利を醸すは勿論市場亦之が影響を被ることなしとせず是に於て年度の開始は歳入饒多にして歳出急ならざる時期を選ばざる可らず元來年度の開始に當りては前年度の支出未だ其終を告げず當該年度の支出に携て加へて前年度の支拂を要し金庫に於ては新舊年度の支拂重複するの勢あり歳入も亦多少年度を越ゆる者なきに非ざるべしと雖も是を以て彼に比すれば實に九牛の一毛たるは蓋し普通の實況なりとす年度開始に就き留意せざるを得ざる夫れ斯の如し金庫出納の整理期限は翌年度六月三十日なり然りと雖も租税の納期と經費の支出とは單に國庫の都合のみに依り之を定むるを得ず民の時市場の狀況亦大に之を慮らざる可ら

開始に際しては實際の好しなるとす

民の時市場の經費支出の三者併するの趨勢を考慮すること

ず然らずんば徴收又は支出の額少なるも尙ほ或は億兆の疾苦を惹起し或は市場を逼迫せしめ又は盈溢せしむるの虞なしとせず況や其額大なるに於てをや然れども時期其宜を得ば金額稍々大なるも其負擔の情況或は甚だしき困難なきを得ん而して國債元利支拂の如き亦大に注意を要す然るに人生萬事意の如くなる能はず民の時市場の狀況及經費の支出併び進んで其の利便を共にすること能はず一に便ならしめんと欲せば他に利あらず彼を利せんと欲すれば此に害あり以て遺憾なしとするを得ず結局大體利害の輕重に依り事を決せざるを得ざるは浮世の下蓋し已を得ざるの勢なり故に年度區別に注意すると同時に納税者及市場も亦多少忍ぶ所なきを得ず間税國に於ては其必要比較的に薄しと雖も直税國に於ては國家全體の爲め時に或は大に忍ばざるを得ざる所のものあり而して市場の情況の如き世の變遷に遭遇し大に其趣を異にすることなきを得ず現に我國金融の如きも輒近一大變動を生ぜり即ち往時は秋期に臨み絹の輸出の爲め金融忙はしく春季より初夏に至りては其廻金の爲め一般に金融の緩慢を告ぐるを通例とせり然るに近來秋期の需用は依然として之を存し綿業發達の爲め春期に

於ても亦金融の繁多なるを見るに至れり、斯の如きの新現象は所謂時勢の變遷にして固より怪むに足らず、國運進歩の一端として之を見るを得べくして冷靜に經濟的、財政的の頭腦を以て之を見れば當然の事なりと雖も、是れ亦一の變化たるを免れず、事情平準を得るに至るまでは多少の時間を要し、其間多少の惑なきを得ざるべし、然りと雖も少しく其情況を観察せば、事物當然の關係上固より然らざるを得ず、斯の如きの變遷に際會し尙ほ舊慣を墨守せん乎、事其目的に副ふ能はずして國家の爲め非常の不利を醸すなきを保せざるなり

年度の開始は豫算決定の期と相去る事遠からざるを要す、兩者隔離し其間數月に亘るときは内外の状況多少變動なきを得ず、甚きに至りては決議する所の豫算殆ど陳腐に屬することなしとせず、例へば年度は曆年と符合し議會の開會は年末又は年初にあるとせば其議會の決議する所の豫算は決議の翌年の一月一日より開始する所の年度に屬する者たらざるを得ずして、決議と施行の間に數月を閱し、勢ひ豫算の確實を保つ能はず、決議實況に副ふ能はずして彼の忌むべき追加豫算及豫備金支出の必要を増加するに至るべく甚しきに至りては爲に責任支出の

年度開始
と豫算決定
の關係

必要を生ずるの虞なしとせず、今其本源に溯り豫算の編製及概算の送附より之を數ふれば更に長日月を経過し、實施上勢ひ事實と符合する能はずして好結果を收むる能はざるは多辯を要せず、元來追加豫算若くは豫備金支出の如きは天變地殃の如き他動的の事件にして豫算決定の當時に於て之が備を爲すは到底人力の企て及ばざる者の爲に特に設くる所の一非常手段なるを以て豫算の編製執行に注意し其少からんことを努むべきは論を俟たず年度の開始に留意すること深からず其必要を増加するが如きは甚だ不可なり、佛國の會計年度は曆年と合して現に前陳の如き不便を感ず、其の不可を論ずる者一二に止まらずと雖も未だ改正の運びに至らず

第三節 年度變更の困難

元來年度の變更は一見甚だ容易なるが如しと雖も實際に於ては甚だ難し、何となれば其變更は結局國庫の爲め損得を生ぜざるべしと雖も、年度計算上に多大の差異を生ずればなり、其利餘を生ずる場合に於て敢て不便なきも不足を生ずる場

合に於ては決算上に非常の困難を生じ、強て變更を遂行せんと欲せば、勢ひ臨時歳入を求めざるを得ざるの極に至るなきを保せず、故に年度の變更は事苟も國家の大計に關するに非ずんば容易に之を決行すべきに非ざるなり、例へば我國方今の年度は四月一日を以て之を開始す、今改て之を七月一日より開始せんか、改正年度は忽ち六月拂の巨額なる公債利子を引受けざるを得ず、是れ固より其豫期せざる所にして其決算に苦しむ哉、論を俟たず、佛國年度開始の其當を得ざる前記の如しと雖も、尙ほ其改正を難んず抑々故あるなり、是に於て論鋒を一轉し、裏面より之を論じ、年度は其儘之を据置き、租税の納期及公債利子の如き大なる經費の支出期を改め、以て收支を吻合せしむべしと論ずる者あるべしと雖も、斯の如きは財政の都合のみを計り、思慮他に及ばず、所謂民時市情を顧みざるに坐するものにして、一考の價なく、固より堂に登る能はざるなり。

議會の召

議會召集の期も、單に年度開始の爲のみを以て之を定むる能はず、議員多數の便否も亦大に慮らざる可らざるなり、然りと雖も、議員も其名譽ある職務を盡す爲め、大に國家の利害を慮り、多少の不便は固より之を忍ばざるを得ず、斯の如く國家の

事は諸方より種々の要項を積み上げ、建築者の所謂競り持方法を以て之を建設し、苟も偏重偏輕の跡なきを要し、若し夫れ諸要項中不調和の點あらん、乎重心忽ち傾き、競り持爲に崩壊し、屋根となく壁となく、盡く墜落して全體の建設地に委するや、論を俟たず。

年度開始
前の支出

茲に又年度開始に就て一の注意を要するものあり、何ぞや、年度開始の期、其宜きを得ざるときは、勢ひ年度開始前支出の必要を増加することは、是なり、年度開始前支出の事は、二十二年勅令第九十五號を以て之を規定し、遠隔の場所又は外國駐在の領事館又は北地にして氷結の爲め交通を絶つが如き場所に向つて、年度開始以前又は氷結以前に現金を送付する必要がある場合に適用するものなり、例へば年度の開始が氷結中にあるが如き場合に於ては、其前に現金を送付し、豫め之に備へざるを得ず、然れども年度の開始が其前か後か、にあれば、開始の少し前に現金を送付すれば、敢て差支なく、徒らに現金を庫中に藏置するの必要を減ず、事少にして、齒牙に掛るに足らざるが如しと雖も、人爲を以て、殊更に不便を作爲するは、固より策の得たるものに非ず、力て之を避けざるを得ざるなり。

第四節 出納の閉鎖

年度の開始に就き注意を要するは既に第二節に於て陳述せしが如し、而して年度一たび開始せらるゝときは隨て之に屬する出納閉鎖の期なかる可からず、今事の大小、本末、部局の遠近を問はず、國中一齊に出納を閉鎖するときは終始其序を失ひ、完全の整理得て望む可らず、故に法規は能く之を慮り、會計法第一條第二項に於て

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し、以て年度の出納は出納事務の順序、階段を経て順次に之を閉鎖し、而かも其最長限は事情の許す限り實際の出納より無用の日子を重ねざるを期す、而して會計規則は其第一條及第二條を以て具さに年度所屬の事を規定し、其第三條に「毎年度所屬歳入歳出金を金庫に於て出納するは翌年度六月三十日（舊規は七月三十一日）限りとす」

と規定し、其第四十四條には

各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度五月三十一日（舊規は六月三十日）限りとす

整理期限

と規定して事務の順序に依り漸次出納事務を取纏め、翌年度十一月末日を以て悉皆出納を完結すべきを期す、法規の順序是に於て稍々備はる。年度閉鎖より出納完結に至るまでの期間を學術上號けて整理期限と云ふ、蓋し出納整理の爲め、特に若干期間を開設すと云ふに外ならず、故に此期間に新に事を起すの不可なるは論を俟たず、而して期間も亦事情の許す限り短期ならざるを得ず、然りと雖も期限短に失すれば整理の目的を達する能はず、要は長短其宜を制し、其目的に副ふにあり、故に整理期限は通信運搬の便等、人文の發達に依り短縮し得るの事情を生ぜば、進んで之と短縮するを好しとす、法規年に進歩を呈し、多く吾人の望に背かざるは國家の爲に慶賀すべきの現象たり

年度區分に付き注意すべき事、凡そ斯の如し、其の事小なるが如しと雖も深く之を翫味するときは、復た以て會計の一要求たるを失はず、豈に輕々看過するを得ん

哉

五〇

第二章 國庫

第一節 國庫の主義

第一目 預金主義

國庫の組織は之を大別して預金組織及金庫組織の二種とし其最も發達したる者を預金組織とす預金組織は英國に於て完全に發達し大に則るべきものあり此組織の下に於ては政府の收入は總て之を中央銀行の預金とし政府の費用は總て此預金に宛て振出したる切手を以て之を支辨す英國に於ては此方法充分に發達し經費の支拂多額に達し政府の引出頻繁にして切手過振となるの場合に於ては應急の策として銀行は直ちに之を支拂ひ同時に大藏省證券を引受け以て政府の預金を増加し一面に於て當該年度該省證券發行の範圍内に於て政府の財源を作爲し一面に於ては國庫の振出切手の支拂に應じ敏捷に事を辨じて毫も停滯の患なからしむ斯の如くなれば通貨長く國庫に埋藏せらるることなく國家も亦經費

の支拂に困難を感ずることなし國庫の組織は結局此法に依らざるを得ざるは論を俟たず然りと雖も之をして是に至らしむるは金融機關の發達に遺憾なく安全に如上の職務を盡すを得るに至らざれば固より不可能の事に屬す一治らざれば二全たからず豈に努めざる可ん哉又一たひ金庫主義を行ふときは國債元利金恩給金等も中央銀行宛の小切手を以て支拂ふを得べく其公私の爲に便利なるは勿論金融を益する實に少々に非ざるべし

第二目 金庫主義

金庫組織に於ては國庫金は中央銀行の總裁が金庫出納役として之を取扱ひ國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業部外に特に國庫部を設けて其取扱を爲すものとす又其より一步を退き國庫金の出納は政府が一行政事務として之を取扱ひ國庫局を置き自ら之に従事する者あり我國に於ても金庫規則實施以前は大藏省中に出納金庫の二局ありて前者は國資運轉の事を掌り後者は實際の出納を掌り會計法及金庫規則實施以來は國庫の組織一步を進め國庫金は中央銀行の國庫部に於て之が出納保管を掌り中央金庫本金庫支

我國國庫
組織の發
達

金庫の制を立て、収入金は之を金庫に納入し、收入官吏之を取扱ひ、其支出は總て需用に應じて金庫より拂出す事となり、各廳の出納の金櫃を設置することを許さず、即ち會計法第十二條第二項に

國務大臣は其所管に屬する収入を國庫に收むべし、直に之を使用することを得ず

と規定し、又其第十三條に

國務大臣は其所管定額を使用する爲に金庫に向ひて支拂命令を發すべし

云々と規定し、以て國庫金が各廳に分散し、一方に於て多額の現金庫中に睡眠し、一方に於て現金缺乏し、徒らに大藏省證券を發行するが如き、不便不利を避るを得たり。會計法及金庫規則實施以前に於ては各廳に於て種々の基金を有し、且つ三ヶ月分の定額金を國庫より受取り、之を其手元に保管せしに由り、國庫出納の統一を缺き、種々の弊害之より生ぜり。會計法は前陳の如く、大に此不便を醫し、國庫金の出納をして、殆ど完全の域に至らしめしと雖も、其組織取扱に於て未だ盡さざるものありて、尙ほ望蜀の感なきを得ざるなり、將に周圍の狀況を改進し、百尺竿頭一步を進

我國の現
地あり
改連の餘
地あり

めて英國の如くなるに至れば、金庫と市場との關係大に融和することを得、復た遺憾なきに至らん、實に英國は此點に於ては世界最優等の地位を占むる者にして、歐洲大陸及米洲文明國も未だ此域に達せず、我現制は例を佛、白、伊に採るもの少しとせず、而して獨逸の如きは諸種の事情ありて、今尙ほ特設金櫃を設置すること少しとせず、佛國は預金制と金庫制との中間にあり、蓋し沿革上事情已を得ざるものあるに由る、我國は斯る障害を有せず、一躍直ちに預金制に移るは甚だ難からざるべし

米國の沿
革

北米合衆國の發達我國に酷似す、請ふ一言せん、往時米國に於ては合衆國銀行なる者ありて、英倫銀行、佛蘭西銀行等の如く、中央銀行の職分を行ひ、國庫金の出納保管亦其職務中に存せり、然れども該行は當時大統領ジャクソン氏と有名なる衝突を惹起し、大統領は結局該行をして國庫金の取扱を爲さしめず、州立銀行を選て之を爲さしめたり、然るに西曆千八百三十七年の恐慌に遭遇し、是等の銀行概ね倒産し、復た收拾す可らず、西曆千八百四十年國庫組織を改めて、特立金庫法となし、以て今日に及べり、然れども嚴然たる金庫組織は市場の調和を保つに便ならず、國立銀

行法を以て

大蔵大臣は必要に應じ國立銀行を指定し之に國庫金を預入することを得但關稅收入は此限に非ず
と規定し後西曆千八百六十四年更に其規定を擴張し國立銀行は只に國庫の預入を得るのみならず國庫事務の辦理者となるを得るものとし預金主義に向て數歩を進めたり然りと雖も爾後の發達意外に遲鈍にして今尙ほ金庫主義を基礎とし輓近其不便を論ずる者漸く多を加ふるの勢あり

第二節 我國の現行

第一目 金庫の種類及其關係

我金庫規則は會計法第三十一條に

政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

とあるに基き明治二十二年勅令第二百二十六號を以て發布せらる。同勅令に據れば金庫を

一 中央金庫

二 本金庫

三 支金庫

の三種に分ち中央金庫は日本銀行をして之に當らしめ同勅令第五條に

中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は支金庫を總轄す云々

と規定し第六條に

中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむ

と規定し以て日本銀行を金庫の統治機關となし同規則第十一條に

日本銀行は中央金庫本金庫支金庫の現金の保管出納に付政府に對し一切の責任を有す

と規定し國庫金の取扱に付ては日本銀行は國家に對し重大なる責任を有す然るに日本銀行が自ら各地に支店を設置して一手に國庫金の取扱を爲すは固より不可能の事に屬す必ず各地の大銀行を選び之をして本金庫たらしめ本金庫も亦其周圍の銀行を選び支金庫とし以て之を統轄せざるを得ず故に地方銀行確實なら

されば現制と雖も國庫金の安全に就き尙ほ寒心すべきものなしとせず、然れども現制に於ては銀行の營業資金と國庫金とは截然之を分ち混同するを許さざるを以て中央銀行も頼て以て安ずる所あり、然るに今一步を進め以て預金法となさんとせば一般の金融機關に一層の發達を經、其基礎亦層一層の確實を加へずんば假令國家は中央銀行の確實に依頼するを得べきも中央銀行は尙ほ未だ安じ能はざるものなしとせず、夫れ制度の變更は易く事物の改良は難し難事一たび解ければ制度の變更の如きは實に易々たる耳、抑々力を制度に藉り以て事實の改善を促す亦一手段たり、然れども本問題に關する今日の策は先づ周圍の事實を改善するにあり、其源を治めずして末に走るは勞多くして功少く時に或は害なきを保せざるなり、然りと雖も預金法の利益大なるは固より疑を容れず、速かに其域に達するを望まざんばある可らず

國庫支拂
切符と銀
行宛切手
の差違

本目を終るに臨み尙ほ一言を試みざる可らざるものあり、何ぞ哉預金組織に據るときは政府諸般の支拂に國庫支拂切符を用ひず、中央銀行本支金庫は概ね中央銀行の代理店たり、宛の振出切手を用ゆるを以て之を交換所の交換に呈出し得べ

きこと是なり、現制に於ても金庫宛の支拂切符は無記名式證券にして便は即ち便なりと雖も、國庫は固より銀行に非ざるを以て其切手は直接に之を交換に供することを得ず、只銀行が得意先より之を受取り、交換所へ持ち出し、日本銀行營業部と國庫部との間に於て最後の決算を爲すの便あるのみ、而して支拂切符は利子を生ぜざるを以て其所有者は成べく速かに國庫に向て取付をなすを以て利益となすが故に、銀行小切手の如く交換に供せらるゝ者と其便利固より同日の論に非ず、殊に銀行其他の金融界に出入する人の爲には中央銀行宛の振出切手は之を、國庫の支拂切符に比して遙かに便利にして兩者の間金融上に多大なる差違あるや多辯を要せず

第二目 國庫と中央銀行との貸借勘定

我國の現制は銀行の資金と國庫金とを混同することを許さざるは既論の如しと雖も、其間嚴に障壁を築き如何なる場合に於ても流通を許さざるに於ては國庫市場共に不便を感ずべきを以て、會計法施行後明治二十七年に至り法律第十六號を以て、國庫金出納上一時貸借法なる者を發布し、國庫と中央銀行との間に貸借勘

我國の現
行預金
制度の概
要

定を取組み兩者の間に通路を開き預金法に向て一步を進めたり將さに周圍の情
況を改良して英法に移るは寔に國家の長計なり我國に於て往昔曾て爲替方と稱
し預金法に彷彿たる制度行はれたり然るに其制度は彼の有名なる小野組の破産
の爲め金融界に一大波瀾を惹起し茲に大頓坐を生じ次で小出し金庫の制となり
出納局金庫局の設置となり國立銀行の官金預りと爲り茲に方針を一轉せり然り
と雖も斯の如きは缺點甚多くして其弊に堪へず明治十九年出納條規の設定とな
り明治二十二年の會計法及金庫規則の發布となり進んで明治二十七年の法律第
十六號となり近年に至り人文の發達に伴ひ人心漸やく預金法に傾向し來るの情
勢を示せり然るに過般の二三銀行の失敗の爲め人心銷沈し進取の意氣少しく挫
折せられしは一大恨事と云はざるを得ず宜しく進んで其基礎を固ふし其業を勵
み其術を磨き以て制度の改良を促すべし夫れ水は方圓の器に隨ふて其形を更む
苟くも其器を選ばずして其形を求む豈に得可けん哉然りと雖も漫に齊を吹く亦
理世の道にあらざるなり正に出來得べきの範圍を測り之を試みる亦た可ならず
哉

恩給金及
國債元利
支拂の新
案

今哉國庫と中央銀行との關係前陳の如く預金組織に向て一步を移せしものと
云つべし更に一步を進め恩給金及國債元利支拂に就て一便法を設けば夫れ或は
國庫を緩和し大藏省證券の發行を減じ利子の負擔を減ずると同時に市場を潤ふ
すの功なしとせん哉抑も我國の恩給諸條の金高は曩の兩戰役の爲め劇かに増加
し年額四千有餘萬圓となり少なからざる高と云はざるを得ず依て之を現行の如
く現金を以て所官廳より直接受給者に交附するを止め初年には郵便貯金通帳を
以て之を交附し隨所の郵便局より之を渡すものとせば受給者にも便利なるべし
而し受給者は直ちに支拂口より現金を得る歟或は隨時必要に應じ引出しを爲す
歟或は通帳を自己取引の銀行に持ち行き其金高を普通の銀行預金通帳に記入し
銀行をして郵便局より現金を受取らしめ通帳の返戻を受け次期に於て之を郵便
局に提供し其期の恩給金の記入を受けることとせば公私の爲め多少の便宜となる
を疑はず公債の元利金も軌近大に増加し利子のみを以て之を論ずるも一億圓を
超過す元來公債元利金受取には保證預けの如き便法ありと雖も之を便とせざる
者の爲めには取扱銀行より元利金に對する預り證券を發行し權利者は之を以て

引出預け入等其便宜に隨ふべきものとせば是れ亦多少の便あるを疑はず恩給及元利金高共に大なり豈に劃策する所なくして可ならんや

第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

第一目 干渉の沿革

貨幣市場に對する國庫の干渉は動もすれば其本を治めずして其末に走り効力薄弱にして概ね奏功を見ず而して其度合甚しきに至れば却て有害の結果を生ず然れども我金札引換公債及近時の露國の紙幣政略の如く時に或は多少の効力なしとせず抑々此種の干渉は二百年以來各國の公債漸次に増加し有價證券の取引發達するに隨ひ世人の注意を惹き佛國の如きは特に其例に富み失策一再に止まらず元來佛國は文化優等人士多智純理を愛し奇策を好むの慣習あり夙にロイ主義を好み有名なるミンシペー計畫の衝に當り結局一大破綻を生じ不幸なるルイ第十六世王の大藏大臣キャロリン氏は西曆千七百八十七年國會召集以前に經濟及財政の鞏固を裝ふの必要を感じ當時曩に募集せし一億二千五百萬法の公債尙

佛國革命
前的事例

は投機的應募者の掌中にありしを以て引く之を公衆の手に分配し取引所に於て其價格を維持せんと欲し僅々三ヶ日間に千百萬法を機關銀行に交付し以て公債の購買に充當し併せて印度商會及巴里給水會社の株式價格の維持騰貴を企圖し前者の總株數四萬中より三萬二千五百株を購買せり然れども斯の如きは一時の融通に過ぎぬより持久の力なく買收せし所の證券株券再び投機者流の手に落ち一効果を收むることなく結局政府は凡そ千五百萬法の損失を見るに終れり

次に西曆千八百三年に於けるナポレオン第一世の失策是なり當時貨幣市場に對する觀念甚だ幼稚にしてベヤ即ち降下投機者は國家の敵にしてブル即ち上騰投機者は其味方なりとの説深々世人の頭腦に浸潤しナポレオンの賢明なるも尙ほ時流を脱する能はずアミンの條約破れ佛國公債日々下落するを見敢て人爲を以て市場を挽回し得べしと信じ當時の大藏大臣モリエン氏を命ぜらざり然りと雖も斯の如き姑息の策は固より市場の大勢を挽回するに足らず支出三千七百萬法に至りしも寸功を見ず證券の價格却て一割の下落を示しナポレオン

ナポレオン
第一世
の失策

終に其非を悟り其方策を廢止せり

王政回復
時代の例

ナポレオン 既に破れブルボン王統再び佛國に君臨し西曆千八百十八年アイ
スラシヤツベルの平和條約成り佛國は同盟諸國に償金一億法の支拂を要し同年
十月五日の市場價格に據り公債證書を以て之を支拂べきものとせり是に於て當
時の大藏大臣コルウエー氏は同日に至り可成公債價格を高からしめんと欲し金
融機關を利用して公債の投機的騰貴を試み一時八十の價格を保ちしも終に支へ
ず豫期の時日に達するに至らずして六十七の價格に下落し國庫は爲に巨額の損
失を蒙れり

佛國最近
の例

輓近西曆千八百八十一年に至り又其例あり當時佛國政府は其募債に對する二
億法の最後の拂込を容易ならしめ併せて公債價格を維持せんが爲め巨額の資金
を銀行に交付して密かに計畫する所ありしと雖も終に其効なく翌年七月以降に
至り漸次資金を回收し僅かに損失を免るゝことを得たり

他の種例

右の外北米合衆國は西曆千八百六十四年紙幣増發の結果金の輸出盛大なるに
驚き狼狽措く所を知らず直ちに金の投機賣買を禁止せり然るに金の需用は主と

して外國支拂の爲に生ずるものなるを以て其賣買の禁止對外支拂の義務を消滅
せしむるの効力あれば即ち可なるも斯の如き事實は天上天下何の所と雖も存立
する能はず其結果金の埋藏となり外國爲替の騰貴となり金は紙幣に對し十割の
騰貴を示せり又西曆千八百六十六年合衆國に於て金の供給裕ならず加之歐洲よ
り合衆國に對する金の需用増加するの勢ありしを以て商買は金價を高くして其
供給を維持せんとせしと雖も政府は偏へに紙幣價格の下落を恐れ反對の政略を
採り金の流出を促がせり我國紙幣下落時代に於ても銀の賣却を以て一時其價格
を維持昇騰せしめ其反動の甚きを見しは尙ほ世人の記憶に新たなり又輓近卅五
六年の抽籤償還の結果當局者の豫期に反せしは蔽ふ可らざるの事實なり抑々經
濟上同一の原因は同一の結果を生ず焉と洋の東西を論ぜんや

第二目 有効なる干渉

露國の不換紙幣に困しむや既に久しく殊に西曆千八百七十七年露土戰爭の爲
め其高頗る増加し下落隨て甚しく然るに當時露國は銀本位にして只に國債の總
高巨大なるのみならず其大部分は外國債にして金を以て元利を支拂はざるを得

露國紙幣
の場合

ず、而して兌換は何れの時を期すべき哉、又其蓄金策に就て之を見れば金貨本位採用の意あるが如く、隨て其紙幣は金銀執れを以て兌換せらるべき哉に就ても亦疑なきこと能はず、事情頗る複雑し露國紙幣は伯林取引所に於て投機の最好目的物となれり、露國政府終に其の弊に堪へず西曆千八百九十二年十月十日當時の大藏大臣ウヰッテ氏は露國財政は金蒐集と紙幣消却の爲め其基礎甚だ鞏固なる旨を公告し翌年一月露國に於て營業する所の信用機關にして露國紙幣に關し投機取引の爲に融通を爲すは其免許狀に反するものとし更に六月八日に勅令を以て紙幣に相場を付するを禁じ、尋て統計材料に必要なを口實とし國境を越る所の紙幣に租税を賦課せり。

斯の如く自國に於て其基礎を固め伯林市場に於て短期の先物を購入し西曆千八百九十四年一月より大に露國紙幣價格の動搖を防げり、然るに同年九月十月に至り露帝の健康に就き種々の流言浮説ありて爲に投機を惹起し伯林市場に於て百留に付き二百二十馬當時の對金平價は七弗二十七仙にして前記の割合は五弗二十二仙五に至るの價格を以て盛に露國紙幣を賣出せりウヰッテ氏機熟せりと

紙幣の
下落及爲替
防動の豫察

し、一層盛大に短期の先物を買場りしに受渡日の近づくに方り市場現品の不足を感じ日に二三馬の騰貴を示し、賣方非常の困難に陥り、露政府に向て百方引渡の延期を請ふに至れり是に於てウヰッテ氏は恩威併び行ふの必要を察し二百三十四馬の價格を以て三百萬ルーブルを賣方に供給し一旦其局を結び爾來露國發行の紙幣を以て投機の目的物と爲すに於ては今回の如く容易に其局を結ぶを期す可らず、露國證券の賣買を爲んと欲する者は須らく四分利付内國債當時其高十億ルーブルを以てすべく、銀行發行の紙幣は固より政府の干渉する所に非る旨を伯林市場に覺知せしめたり。

抑々今回の駆引其功を奏せしは當時露國政府及び中央銀行は六億九百萬留の金を有し、内國に於ては留の相場付賣買を禁じ、外國に於ける留紙幣の有高を詳にし斷然たる決意を以て之に臨みしに由る者にして、此實力此決意此用意なくんば其功を奏する能はざりしは論を俟たず、尋てウヰッテ氏は一面に於ては中央銀行に一定の相場を以て金の購買に従事せしめ以て紙幣の下落を防ぎ、一面に於ては爲替の買相場を百留に付き二百十八馬と爲し、賣相場を二百二十馬と爲し以て爲

替の劇變を防ぎ益々進んで、金準備の實力を養ひ、紙幣を減じて其需要を増加し以て投機を撲滅し西曆千八百九十七年終に兌換制度を設定するに至れり
又今回の戦役の初め巴里市場に於ける各種の有價證券價格の動搖左の如くなりしを見よ

證券名	二月十九日	二月廿日	差額
佛 國 三分公債	九五、四〇	九四、〇〇	一四、 ^半 〇〇
伊 太 利 五分公債	九八、八五	九六、七五	二、一〇
葡 萄 牙 三分公債	五八、二七五	五六、〇〇	二、二七五
露 西 亞 三分公債	七二、九五	七二、〇〇	〇、九五
フ ラ ン シ ュ 四分公債	七四、二五	七一、七五	二、五〇
西 班 牙 四分公債	八〇、一〇	七四、五〇	五、六五
土 耳 古 公 債	七七、六〇	七五、〇〇	二、八〇
クレヂー、リヨチー株	一〇八、二五〇	一〇三、〇〇	五、二五〇
巴里及和蘭銀行株	一〇五、二五〇	一〇〇、二五〇	五、〇〇〇

一部人士は直ちに之を以て露國財政の基礎鞏固なるの致す所と爲し其真相を見るに苦むものなしとせずと雖も是れ亦政略的施設と國庫干渉との結果預て力あるものにして決して自由放任より生ずる所の自然の結果に非ざるなり請ふ少しく之を辯ぜん

元來佛國に於て募集せる露國公債の大部分否殆ど其全部は該國一般公衆の引受に係るのみならず佛蘭西銀行に於ては其華客が露國公債を寄託する場合には無手数料にて之を保管す(我國に於ても日本銀行併に興業銀行をして日本公債に對し此例に倣はしむべし)即ち西曆千九百三年十二月二十四日に於ける同銀行寄託に係る各種外國證券五十三億三千八百萬法中露國公債は其一割七分を占め七萬九千九百七十五人の華客より寄託されたるものなり而して株式仲買組合は佛國公衆の利害關係深き露國の公債に對する賣方の賣崩し投機行爲を防遏せんが爲め其規約中に露國公債の買却せらるゝときは必ず現物の受渡を請求するものと規定せり加之露國政府の在外管理者は極力倫敦、柏林及巴里其他に於て露國公債の賣物あるときは之を買受けて現物の交付を請求し以て其賣方を困却せしむ

露國公債
價格の維持

るを努むるを常とす、現に倫敦に於ては賣方投機者が引渡猶豫免許(パツキワルデーション)を得んが爲め十四日間に代價の百分の二即ち年五割二分に當る金額を支拂はざるを得ざるまでに追窮せられたり露國政府が其公債價格の維持に汲々たる凡そ如斯し、由是觀之其前記の如き異狀を呈するは決して偶然に非ず、露國政府も亦努めたりと云ふべし、況や佛國銀行其他の資本家は自己の利益の爲め附和雷同するの勢あるに於てをや、元來彼等が露に投資する所の金高は約三十八億二千萬圓の巨額に達するとは世に噂する所なり、果して然らば彼等が此態度を採る亦偶然に非ざるなり、然りと雖も數は素より極まる所あり焉、能く久きに堪んや果せる哉、近時露國は巴里市場に於て募債の功を奏する能はず、本年(三十八年)三月に至り其貯金を巴里より伯林へ移すの勢を呈せり、世目して以て繰引政略と爲す、夫れ或は然らん乎

金札引換
の公債發行
の効用

我兩種の金札引換公債の如き當時紙幣の下落甚しかりしを以て其利子を六分とし紙幣を以て拂込み正貨を以て元利を支拂ふものとし紙幣の下落若干以上に達すれば應募者増加して紙幣其供給を減じ紙幣の價格騰貴して元利支拂の爲め

受取る所の正貨と紙幣との差違減少するときは自然應募者を減ずべく又は皆無となるべきを以て紙幣の供給を市場の需用相當に保持し其價格を維持するを目的とせり、今之を當時の事實に照すに其効力虚しからず兩種合して千四百五十九萬九千餘圓を發行し紙幣價格回復の爲め多少の力ありしや疑を容れず、單に其金高を以て之を論ずれば未だ以て巨額と云ふを得ずと雖も、器中の水最後の數滴の爲に溢るが如く紙幣の下落亦最後發行の百萬圓の爲に生ずるなきを得ず、千有餘萬の回收豈に其効力なしとするを得ん哉、金札引換公債發行の如きは之を巧妙の施設と云ふと雖も敢て過言に非ざるなり、又公債利子の繰上拂買上償還の如き時と場所の撰擇其當を得ば市を融和するの効なしとせざるなり

又今回の米國恐慌に於て合衆國政府が其國庫剩餘金を諸國立銀行へ預入せしが如きは頗る有効なる處置と云はざるを得ず、恐慌に先ち合衆國政府は穀物搬出の爲め多額の融通を要する、豫察し西曆千九百七年八月三日二千六百萬弗を支出し必要に應ず市場の調和を試みるの策を立て漸次之を實行せり、恐慌起るに及んで大に努力し國債證券は勿論州債市債其他債道債券にして州法に於て貯金銀行

其目的は市場の調和と満期前の償還を以て利子を免れんと爲るとにありて著しき割増價格を以て購入せり而して又時に紙幣價格維持の爲め金の賣出を試みたり即ち西曆千八百七十三年の恐慌に先ち大藏大臣ブートウエル氏の紙幣消却の目的を以て割増價格を以て金を賣出せり當時紙幣の下落は尙ほ一割以上なりしを以て國庫より流出せし金は市場の流通に入るを得ず紙幣は現に市場より引揚げられたるを以て此方法は多少通貨緊縮の目的を達するを得たり然るに一方に於ては西曆千八百七十二年の秋季に至り紙幣増發物價騰貴に伴ふ所の投機取引盛にして市場漸やく急調を告げ資金不足の聲囂々として各所に起り頗る危殆の情況を示せり是に於て政府は深く其原因を究めず倉卒に其救済を必要とし金賣却を以て得たる紙幣の一部を銀行に預け入れ一部を公債の購入に使用し以て市場を緩和せんと試み同年十月に至るまで此方法を以て五百萬弗を支出せり是に於て市場に對しては金流出及び紙幣放下の効用を一時に併發し十月五日には紐育銀行の合法紙幣有高四千九百九十一萬餘弗なりしに同月廿六日に於ては其高五千二百卅四萬餘弗に達せり然れども其利益は主として投機的仲買人の占有する

所となり純正なる商賈の正當なる割引を要する者の爲には効力甚だ微弱なりしとは人口に膾炙する所なり

西曆千八百七十三年市況益々險惡頗る不隱の狀を呈し同年九月に至り果然一大恐慌を生じ商賈の急を告ぐる者甚だ多く當時の大藏大臣リチャルドソン氏は大に其請求を容れ國庫實力の及ぶ限り市場の救済を試み一週日間に二千四萬弗を支出して公債其他の證券を買上げ十一月に支拂ふべき公債利子を繰上げ九月廿九日を以て之を支拂へり然れども諸銀行は預金引出の爲め其手元金を減少し八月卅日より九月二十日の間に合法紙幣僅かに千萬弗を保持するに至れり當時大藏大臣の報告に依れば此支出の爲め貯藏銀行の多くは其破綻を免れ預け入中の恐慌を防ぎたるの効ありしや疑なしと雖も而かも此恐慌は信用の濫用資金の固定より生ぜしものにして前記の如きは固より相當の救済に非ず當時國庫の援助ありしにも拘はらず證券價格の騰貴せざりし一事に就て之を見るも其効力全からざりしを證するに足れり

前記恐慌に引續き數年の間商業沈滞し西曆千八百七十八年の頃より市況漸次

の質物と認め得べき者を擔保と爲し四日間に三千五百萬弗を諸國立銀行へ預入し十一月十一日には其高約二億二千七百萬弗の巨額に達せり又巨商と協同し大に金の輸入を圖り造幣局の全力を擧て造幣に従事せしめ通貨の増加を計り又短期公債及バナマ運河公債の發行を試みたり恐慌の章參觀當時是等の援助なくんば米國の市場尙ほ數層の困難に陥りしや知るべき而已

第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との

關係上一層深き注意を要す

開明諸國中其法律關係は暫く之を論外と爲し實際に於て金庫主義を採るは北米合衆國を以て其最とす殊に該國は歲入殘餘多く資金の庫中に睡眠する者隨て多く屢々其不便を感じ或は國庫を開きて公債の買戻を爲し或は銀行に一時の預入を爲し以て市場の調和を計るの必要を生ぜしこと枚擧に遑あらず其施設の得失巧拙に就ては固より論なき能はざるなり請ふ合衆國の事績に就き少しく陳述する所あらんとす

金坑發見の結果

西曆千八百五十三年夥多の金額庫中に埋藏せられ加ふるに當時キヤリフォル

ニヤ州金坑產出の盛時に當り金價漸やく下落しグレンシャムの法則其効力を顯はし銀貨の流通市場に其漸を斷ち造幣局輸納の貨幣地金は急に成貨となりて市場に顯はれず頗る逼迫の市況を呈せり是に於て政府は大に金庫を開き國庫金を造幣局に交付し所謂臨時造幣準備金を設け造幣依頼人をして直ちに成貨を得せしむるも尙ほ市場を緩和するに足らず同年夏季に至り二割一分の割増價格を以て公債證書百萬弗の買上を爲すに至れり元來政府が巨額の公債を購入せんと欲せば其價格騰貴するは必然の勢なり然れども之を購入せずんば市況を調和する能はず國庫の地位亦難しと云つべし

次の購入は西曆千八百五十七年に起れり同年資金の國庫中に睡眠する者頗る多く春季に於て其高二千百萬弗に達せり當時に於ては頗る巨額なり是に於て當局者其開放を必要とし例の購入策を決定せしに不幸にして其事同年の恐慌前に起り市場を煽動し偶々以て困難を強むるの媒となれり時利あらずんば施設善なるも禍福其果を異にす慎まざんばある可らざるなり

西曆千八百七十三年乃至千八百九十三年に至るまで公債の買入頻りに行はれ

金の賣出と其代償

恐慌の煽動

の預け入

其目的は市場の調和と満期前の償還を以て利子を免れんと爲るとにありて著しき割増價格を以て購入せり而して又時に紙幣價格維持の爲め金の賣出を試みたり即ち西曆千八百七十三年の恐慌に先ち大藏大臣フートウエル氏の紙幣消却の目的を以て割増價格を以て金を賣出せり當時紙幣の下落は尙ほ一割以上なりしを以て國庫より流出せし金は市場の流通に入るを得ず紙幣は現に市場より引揚げられたるを以て此方法は多少通貨緊縮の目的を達するを得たり然るに一方に於ては西曆千八百七十二年の秋季に至り紙幣増發物價騰貴に伴ふ所の投機取引盛にして市場漸やく急調を告げ資金不足の聲囂々として各所に起り頗る危殆の情況を示せり是に於て政府は深く其原因を究めず倉卒に其救済を必要とし金賣却を以て得たる紙幣の一部を銀行に預け入れ一部を公債の購入に使用し以て市場を緩和せんと試み同年十月に至るまで此方法を以て五百萬弗を支出せり是に於て市場に對しては金流出及び紙幣放下の効用を一時に併發し十月五日には紐育銀行の合法紙幣有高四千百九十一萬餘弗なりしに同月廿六日に於ては其高五千二百卅四萬餘弗に達せり然れども其利益は主として投機的仲買人の占有する

公債買上
及利子繰
上げ拂ひ

所となり純正なる商賈の正當なる割引を要する者の爲には効力甚だ微弱なりしとは人口に膾炙する所なり

西曆千八百七十三年市況益々險惡頗る不隱の狀を呈し同年九月に至り果然一大恐慌を生じ商賈の急を告ぐる者甚だ多く當時の大藏大臣リチャルドソン氏は大に其請求を容れ國庫實力の及ぶ限り市場の救済を試み一週日間に二千四萬弗を支出して公債其他の證券を買上げ十一月に支拂ふべき公債利子を繰上げ九月廿九日を以て之を支拂へり然れども諸銀行は預金引出の爲め其手元金を減少し八月卅日より九月二十日の間に合法紙幣僅かに千萬弗を保持するに至れり當時大藏大臣の報告に依れば此支出の爲め貯藏銀行の多くは其破綻を免れ預け入中の恐慌を防ぎたるの効ありしや疑なしと雖も而かも此恐慌は信用の濫用資金の固定より生ぜしものにして前記の如きは固より相當の救済に非ず當時國庫の援助ありしにも拘はらず證券價格の騰貴せざりし一事に就て之を見るも其効力全からざりしを證するに足れり

前記恐慌に引續き數年の間商業沈滞し西曆千八百七十八年の頃より市況漸次

金庫組織
の不便

回復するに伴ひ金庫組織の不便稍や顯はれ歳入の減少を要せしと雖も當時行政府と立法府の意見投合せず久しく歳入殘餘の處分に苦み西曆千八百六十六、七、八の三年に涉り價格以上を以て公債を買収せしこと凡そ三億弗の巨額に達せり

西曆千八百八十八九年の頃に至り剩餘金額る多く八十八年六月に於て終る所の年度に於ては其高一億一千九百六十一萬餘に達し其翌年度の剩餘は一億四百三十一萬餘弗に達すべきの見込みなり故に當時の藏相は國庫金の開放を必要とし九千三百萬弗の公債買上を爲し割増金として支拂ひし金高一千八百萬弗の巨額に達せり尋て西曆千八百九十年倫敦のパリン恐慌の餘波を受け市況稍や動搖の状態を呈せしを以て政府は其救済を必要と爲し七月十九日より九月十三日の間に公債額面價格七千三百六十九萬四千八百五十弗を八千三百九十萬七千八百八十三弗にて買上げ尙ほ利子の繰上拂として千二百萬九千九百十五弗を支出せり是に於て國庫在金大に減少し十月の末に至り僅かに二百萬弗を餘すに至れり然れども紐育銀行は意外に其恩澤を被らず貨幣の大部分は内部農業地方に吸集せられ收穫後パリン恐慌の治まるまでは利率頗る高位を保てり

最近の逼るに對する

次の買上は西曆千八百九十九年國庫開放の爲に起り爾後其最も必要にして最も著しきものは同千九百二年の秋に於て行はれたるものとす合衆國政府は種々の經驗を経西曆千九百年及同千九百二年に於て其收入を減せしと雖も同千八百九十七年以來の繁榮に伴ひ尙ほ歳入に剩餘を生じ他の原因豊作と商業の繁盛と相待つて金融の逼迫を來し西曆千九百二年九月に於ては利率二割乃至二割半となり紐育銀行の手元有金殆ど合法の準備金額までに減少せり當時の藏相シヨル氏は當初冷眼を以て之を迎へ殆ど介意せざるの態度を示せしと雖も事是に及んでは終に之を對岸の火視することを得ず十月に至り西曆千九百廿五年満期の公債額面千六百五十萬餘弗を割増價格にて購入し支出の金高二千八百八十萬餘弗に達せり

前陳公債證書購入の外合衆國政府は市場の救済策として國庫金を銀行に預入するの權能を有するは既説の如し而して前記西曆千九百二年の逼迫に際して合衆國が此權能を利用せしは著しき事實にして往時に於ても亦其例に乏しからず今其重要な場合を擧れば彼の有名なる南北戰爭中には國立銀行は公債募集及

國立銀行の利用

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

税金保管の機關として利用せられ西曆千八百六十六年九月を以て終る所の三ヶ年間に國庫金を受入しこと十七億五千三百五十三萬餘弗内十一億一千六百十五萬餘弗は國債募集金に屬し餘は内地税の收入に屬せり

西曆千八百七十三年乃至七十九年に至るまで合衆國は兌換制度回復の爲め公債を發行し時に市場の逼迫を醸すことありしを以て之が救済として國庫預金を銀行へ預け入れ西曆千八百七十九年一月一日の國庫預金の高は五千三百二十餘萬弗なりしに二月一日には一億六千六百三十五萬餘弗六月一日には更に増加して二億七千六百四十萬餘弗の巨額に達せり斯の如き巨額の預け入は合衆國に於ても多少の議論なき能はず西曆千八百八十八年八月一日當時の大蔵大臣フエヤチャイルド氏が五千四百四十七萬餘弗の預金を爲し居るに對し反對黨は之を以て政府攻撃の一目的と爲すに至れり

爾來凡そ十星霜西曆千八百九十年歳入の整理を遂げしより資金庫中に睡眠すること少なく國庫預金の問題世人の耳目に惹くに至らず西曆千八百九十六年の年初に於ては其高千四百二十七萬餘弗に止まれり然れども爾後再び國庫剩餘漸

國庫預金

剩餘金の減少

擔保品の擴張

合衆國の國庫組織の沿革

やく増加し市場稍や逼迫を感ずるに至り國庫預金の問題隨て沸騰し西曆千八百九十八年六月三十日に至りては其高三千八百七十四萬餘弗に達し翌年同月同日には七千六百二十八萬餘弗同千九百年同月同日に於ては九千八百七十三萬餘弗翌年同月同日にて一億一萬餘弗同千九百二年六月三十日には更に増加して一億一千九百八十一萬餘弗に達し同年秋季逼迫の爲め十一月十日には一億四千三百六十三萬餘弗の巨額に達せり而して其擔保物は從來國債證券に止まりしに今回は州債及市債證書に其範圍を擴張せり卅九年春期の逼迫に際しても米國大藏省は國庫有金を無利子にて銀行へ預け入れ擔保品の種類を紐育州の法律に依り該州貯蓄銀行に許すの範圍に擴張せり然れども是處に注意すべきは政府が其事を秘密に附せしこと是れなり若し之を公にせば金利忽ち下落し外國よりの入金を防ぎ効用の半を失ふの虞れあり

北米合衆國の國庫組織は史乘の關係より多少の不利なる點なきを得ずと雖も新開國の狀況として其間或は恕すべきものなしとせず然れども今哉該國の文化故國と選ぶ所なく其富強の度に於ては固より天下に冠絶す進で以て預金主義に

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す 五七

移るの機正に熟せりと云ふと雖も敢て過言に非ざるべし。然りと雖も其團體所謂共和合衆にありて各州特別の歴史を有し、特設の法律を有し而して國土廣大東西其利害を異にし南北其生産を同ふせず、統一の難き固より多辯を要せず。金庫主義の不便既に輿論の認むる所となり議論甚だ盛なりと雖も其改革を見るは尙ほ數年の後に埃だざるを得ざるべし。今日に至るまで彼の組織を以て此の結果を得たるは當局の苦心大なる預て力ありと云つべし。然りと雖も凡そ天下の事法に依るは安く人に便るは危し、法の改良は須らく世の趨勢に隨はざる可らず豈に夫れ之を忽にするを得んや

第四目 取引に關する政府の干渉

前二目所論の外尙ほ政府が市場の紊亂を防禦するの目的を以て有價證券及物品取引に干渉を試みるることなしとせず、其意好すべしと雖も多くは人爲を以て自然の動作を妨げ市場各種の標準を感亂し事情を複雑たらしめ却て正當の取引を困難ならしむるの結果に終るを通例とす彼の往昔のギル即ち特許法、株法即ち獨占法及轉賣、擁買、占買、再賣經濟史眼第十五章參觀の禁令の如きは暫く之を論外と

例佛國の事

佛國市場
延達の運

爲し、佛國に於ては仲買事業は西曆千五百七十二年の昔より一の特許事業に屬し免許料を拂ふて其許可を得るものとせり、西曆千七百九十五年に及びアヂヤンデシヤンデ即ち公用仲買なる者起り以て其痕跡を今日に止む然るに時勢の進歩は彼等の獨占を許さず、彼等と共に自由市場勃興し其勢力漸やく盛なるに當り公用仲買の忌む所となり立法府行政政府亦其發達を好まざるの情況を示せり、當時公用仲買は嚴正なる規則に拘束せられ自由市場は當局の好意を得ず共に財政の機關たるに便ならずして西曆千八百十六年の公債は之を比較的自由なる倫敦及阿姆斯特ルダム市場に募集するを便とするに至れり、前記兩市場は當時に於て既に外國證券の取引を爲せしと雖も巴里市場に於て外國證券の取引を爲せしは西曆千八百二十三年を以て魁とす、抑々佛國文化の四海に優なるは内外の認むる所而して金融市場の發達に於て此差違あり當局施設の良否國運の張弛に關する實に大なりと云つべし、降て西曆千八百五十九年に至り佛國政府は、クォーリス即ち前記自由市場を有害物と認定し百万之を鎮壓せんと試みしと雖も市場の需用は其必要を減じ時に死灰再燃の勢を呈せしを以て西曆千八百九十三年五年の間之に課

する公用仲買税の三倍を以てし、同千八百九十八年或種の證券は公用仲買の外之れを取扱ふを許さざるまでに至れり然れども又一方に於ては稍や反對の事情を示し先物賣買を合法の行爲となし買戻の禁制を解けり西曆千八百八十五年三月二十八日の法律參觀)

獨逸の状

佛國に於ける市場取引の情況概ね前陳の如し今一步を進めて獨國の狀況を見るに更に一層の嚴勵を加ふ元來獨逸農業黨は農物産先物賣買は其價格減少の媒たるべしとの理想を有し深く之を忌み晚近運輸通信の發達殆んど距離の問題を消滅せしに拘はらず尙ほ昔日の盛時を追想し近時數年の間實際農産物價格の減少を見て狼狽措く能はず西曆千八百九十六年種々農産品價格下落の防禦策を講ぜし後終に法律案を提出し取引所を政府監督の下に置き五穀の先物賣買を禁止し鑛業及製造會社の株式及債券の手付取引を嚴禁せり然りと雖も世界の大勢は一國の立法を以て之を左右すること能はず獨逸の麥價は世界需給の關係に打勝ち獨り其騰貴を見るを得ず穀物市場は暫時之が爲に閉鎖せられ證券市場は痿痺して立つ能はず表面上非常の沈滞を示せり然りと雖も市場投機に傾くは猶ほ蟻

獨逸の干渉
果略の結

の甘に就くが如く乗すべきの機あれば必ず之に乗じ侵すべきの間隙あれば必ず之を窺ふを常とす當時の狀況亦常套を免れず投機者流は全力を擧て證券を收得し之を質として銀行より融通を得以て投機取引を持続し債券の銀行に入る者爲に増加し、晚近獨逸金融機關不穩の原因茲に胚胎せり而して資力強大なる大銀行は之を機會とし玉石を鑑別し瓦礫を小銀行に譲り自ら寶玉を選びて益々金融市場の基礎を危ふせり事情斯の如くなりしに依り西曆千九百二年の秋期に於てフランスのラックフォルトに於て獨逸銀行の集會を催し是等關係の得失真相を研究せしに政府も其施設の無効なりしを認め其改善を豫約するに至れり

白耳義の
實況

獨佛の狀況斯の如くなるに反し稍や取引の自由なるは白耳義市場とす是に於てブルクセル取引所は著しき進歩を呈し獨佛の銀行と雖も同市に支店を開く者少しとせず而して露清アラリカ等の鐵道資金は之を白耳義に求むるもの少しとせず然るに同國議會に於ては所謂社會主義の勢力少なしとせず國資の輸出を喜ばずして多少の制限を加ふるの傾向あり抑々資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く前陳の如きは固より人爲を以て抑制し得べきに非ず事大勢に反すと雖

も所謂感情の發動に屬するものにして、私心を挾まざる範圍に於ては時に或は宥恕すべきものなしとせず、而して其原因の如何秩序の壞亂收斂誅求等に依りては眞乎憂慮すべきものなしとせざるなり

第五目・干涉の効力は概して薄弱なり

國庫干涉の効力が意外に薄弱なるは主として其實力大勢を左右するに足らざるに依る西曆千八百九十四年の露國政府の成效は其施設の巧妙なる多少見るべきものなしとせずと雖も背後に其實力の強大なる者あるに非ざれば焉ぞ能く斯の如くなるを得ん、實に當時露國の金所有高は英佛兩國中央銀行の有高の合計を超過せり、合衆國國庫の豊富なる尙ほ或は市場を制するに足らず、而して斯の如きは他國の企て及ぶ所に非ざるなり加之政府の干涉は資金の需給上自然の關係を紊亂し人爲的に市場冷熱の度を増加するの患あり慎まざればある可らず抑々國庫金は當然の用途あり假令純然たる剩餘金と雖も永久に銀行其他の金融機關の之を預金と爲す能はず況や一時の國庫有金に於てをや、公債の高價買上の如き一時非常の騰貴を來し、買上終るときは即ち下落す、其不得策なるは第一編第一卷第

効力薄弱なる原因

金融機關の整理と要利用となす

七章第三節第二目に於て述べたるが如し、市場の調和は須らく之を銀行等の正當金融機關に委し其熟練と精巧に任ずるを好しとす、果して然らば銀行の組織亦大に研究せざるを得ず、合衆國の如きは常に金庫組織の不便に苦しむのみならず、銀行の組織亦其宜を得ず、通貨の統一市場の整理に當るの關係を缺き屢々其不利を感じ、方今銀行法貨幣法の改良に就て議論正に酣なり、早晩其解決を見るべしと雖も、抑々該國は範圍廣大加ふるに各州其歴史を有し、方面其利害を異にし、制度の改善を見る容易の業に非ず、爾後數年間國庫と市場との關係尙ほ今日の如くならざるを得ざるべし、若し夫れ銀行の組織如何の如きに至りては坤第二編第一卷第一節に詳述す故に之を此所に贅せず

第二編 第二卷 終

第十訂
八增
版補
財政と金融

附

録

乾

財政と金融 乾の附録

甲種

第一號 大藏省證券發行額年度月別

會計年度及曆年月	明治十九年七月	同年八月	同年九月	同年十月	同年十一月	同年十二月	明治二十年一月	同年二月	同年三月	明治十九年度合計
明治十七年九月廿四日法律第十七號ニ依ルモノ	15,100,000	16,000,000	16,000,000	15,500,000	16,800,000	16,300,000	15,900,000	19,200,000	10,510,000	151,000,000
明治十八年二月十二日法律第十二號ニ依ルモノ										16,000,000
明治十九年三月十一日法律第一號ニ依ルモノ										16,000,000
合計	15,100,000	16,000,000	16,000,000	15,500,000	16,800,000	16,300,000	15,900,000	19,200,000	10,510,000	151,000,000

第一號

合計

乾甲一號

同四十二年四月	10,000,000
同四十二年五月	8,000,000
同四十二年六月	8,000,000
合計	26,000,000

備考

明治十七年九月布告第二十四號に依り發行したる證券の明治二十二年度以前に係るものは其仕拂期限を三箇月、六箇月、九箇月に區分せり依て之が區分に依る發行金額を左に表示す

會計年度及曆年月	三箇月	六箇月	九箇月	合計
明治十九年七月	5,000,000	4,000,000	4,000,000	13,000,000
同年八月	1,000,000	4,000,000	4,000,000	9,000,000
同年九月	1,000,000	4,000,000	4,000,000	9,000,000
明治廿二年三月	9,000,000	4,000,000	4,000,000	17,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	3,000,000	5,000,000	5,000,000	13,000,000
合計	26,000,000	26,000,000	26,000,000	78,000,000

會計年度及曆年月	三箇月	六箇月	九箇月	合計
明治十九年七月	5,000,000	4,000,000	4,000,000	13,000,000
同年八月	1,000,000	4,000,000	4,000,000	9,000,000
同年九月	1,000,000	4,000,000	4,000,000	9,000,000
明治廿二年三月	9,000,000	4,000,000	4,000,000	17,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	3,000,000	5,000,000	5,000,000	13,000,000
明治廿二年七月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年八月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年九月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
明治廿二年一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年三月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年七月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年八月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年九月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
明治廿二年一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年三月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年七月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年八月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年九月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
明治廿二年一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年三月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年七月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年八月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年九月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
明治廿二年一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年三月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年四月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年五月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年六月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年七月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年八月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年九月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十一月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000
同年十二月	2,000,000	6,000,000	6,000,000	14,000,000

乾甲一號

六三

同年四月	七三〇	七三〇	同年四月	三〇〇	三〇〇
同年五月	五八〇	五八〇	同年五月	三〇〇	二五〇
			同年六月	三〇〇	五五〇

第二號 倫敦市場の募集手續

一 發行者

募債の機關として第一に擧ぐべきは發行者なり外國政府が倫敦市場に於て公債を募集せんとするときは然るべき銀行又は資本家と相談して之を發行者と爲す若し銀行なれば之を「インシュアリングバンク」即ち發行銀行と云ひ若し個人或は組合の資本家なれば之を「インシュアリングバンク」即ち發行屋と云ふ發行者は單に應募の申込を受くる門戸たるに止まらずして超債者に對しては契約により募集の責任を負ひ公衆へ對しては其名を以て募集の條件を記載せる「プロスペクト」が故に德義上起債の確實なることを證明するに等し左れば發行者は理財界を指導するに足る信用と勢力とを有するものたるを要す發行者は一銀行一資本家た

ることあり或は數個の協同とするも亦可なり發行手数料は發行額面の何分と協定し下引受料下引受仲買料及び其他の費用は發行手数料の内を以て支辨するを常とす但し印紙税は必ずしも此限にあらず

二 下引受人

發行者は公衆の應募により資金を調達することを目的とするものにして必ずしも自力を以て資金を供給することを期するものにあらず殊に發行者が株式銀行たる場合に於ては自力を以て巨額の資金を供給するの責任を執るが如き危険を冒す能はず然るに公衆の應募は豫じめ絶對的に信頼するを得べきものにあらず發行者は市場の状況に鑑み公衆の應募を得る様に應募の條件を定むと雖も時としては見込違ひなさを保せず若し公衆の應募充分ならざるときは發行者は如何にして其の責任を完うすべき乎下引受(Underwriting)は即ち其場合に備ふる方法なり

下引受とは大口の應募を引受け置きて其内より更に公衆へ分配する一種の仲繼的行爲なりとし又發行者と下引受人を混じ發行者が起債者との契約により公衆

に向て公債を發行するは即ち下引受の行爲なりとするものがあるが如し是等は全然誤解なり、下引受は公衆應募不充分の場合に備ふる一種の保險なりと云ふを適當とす但し公衆の應募は下引受人を経由するにあらず下引受人は公衆應募不充分の場合に於て發行價格より幾分か低き價格を以て公債を引受くることを約するのみ下引受の價格は總ての下引受人に對して同様に定め下引受の額の一人毎に約定す、若し公衆の應募が募集額に滿つるときは下引受人は實際毫も公債を引受けずして只發行價格と下引受價格との差を下引受料として發行者より受領す、若し公衆の應募が募集額に滿たざるときは下引受人は按分比例により各下引受額の一部分を引受け一部に對して下引受料を受く若し公衆の應募絶無なるときは下引受人は各下引受額の全部を引受くるなり

此の如く發行者は二重に資金調達の準備を爲し居るなり、發行者も亦自個の資力に相應し危険なしと認むる程度に於て自ら幾分の下引受を爲すことあれども募集額の大部分は發行者以外に於て下引受を爲さしむるを常とす只巨大の資力を有する資本家が發行者となる場合若しくは公衆の應募の極めて確かなる場合に

は全く下引受の方法を用ゐざるを得べし、發行者の資力に依頼して下引受を用ゐざるときは上引受料を要せざる代りに發行者の手数料を増すを免れざるものとす、下引受人には銀行あり會社あり個人あり必ずしも業務の何たるを問はざるも多くは理財界に關係あるものなり其數亦一定せず或は數十百名に達することあり、一口の下引受額は各人の資産に應じて差等あり下引受總額は募集額面に達するに至て止む各下引受人の資産が公衆應募なき場合に於て引受の義務を履行するに充分なれば即ち資金調達の保證確實に成立したるものなり、發行者は先づ起債者と内相談を整へ下引受人との契約を済せたる上にて起債者に對し正式に發行契約の調印を爲すを以て最も安全なる方法とす、然れども下引受の見込確かなるときは便法として先づ發行契約に調印することもなきにあらず

下引受は一種の保險なるを以て實際下引受人を煩さず、公衆應募により募集を了るを以て成功とす、故に下引受人にして眞に公債を所望するときは下引受の外に應募申込を爲し置くなり、此の如く下引受と應募とは全く別事にして直接の關係なしと雖も下引受の景況は市場の人氣を作る要素なり、下引受の成立容易にして

下引受人中に某々の有力家を網羅したりと云へば以て市場の人氣を引立て公衆の應募を誘致するの結果を生ずるなり

三 特定仲買人

發行者は自己の手にて幾分か下引受人を作ると雖も主として下引受人を作るは特定仲買人(スペシャルブローカ)が發行者より委任せらるゝ所の仕事なり、特定仲買人とは株式取引所仲買人の内より發行者が撰定するものにして最も密接に市場に觸接し居るが故に發行の時期及び條件を定むるに付きて發行者の顧問たり、特定仲買人は募債に關し頗る重要な機關にして平生信用厚く且つ諸方面に顧客を有し敏活に下引受人を作るの手腕を具備するものならざるべからず、特定仲買人の報酬は下引受仲買料(オンドルライチングプロイケレデ)と稱し發行手数料の内より仕拂を常とす、其仲買料は發行額全體に對して仕拂ふことあり或は特定仲買人の周旋にて出來たる下引受の額のみに對して仕拂ふことあり

四 一般仲買人

募債に關する特別の機關は凡そ前に擧げたる如くなれども此外尙ほ一般仲買人

をして成るべく公衆の應募を勧誘せしむるの手段を常とす、即ち株式取引所の仲買人は誰れにても發行者より目論見書及び應募申込書式を貰ひ受け之に各自の商號を捺して平生の顧客に配布することを許さる、單に新聞の廣告を見る丈にては應募の意を起さざるものも平生取引ある仲買人より目論見書及び申込書式の配布を受ければ進んで應募することあるべき理なり、而して仲買人の商號を捺せる申込書を以て應募したるものは其仲買人を經由したるものと見做し其申込人の得たる應募割當額に對し幾分の手數料を仲買人に與ふるなり、此手數料を「アウトサイドブローカス、コムミッション」と稱す、「アウトサイドブローカ」は取引所の正式會員ならざる仲買人を意味することあれども茲にては募債に關する特定機關以外の意味にて單に「スペシャルブローカ」に對する語と知る可し

五 發行條件を定むる標準

機關の説明は大略前掲の如し是れより少しく進行の順序を述べんと欲す、發行條件を定むるは其時の狀況により變通を要すること勿論なりと雖も大體に於ては同種若しくは類似の既發債を標準として其市價より少し低き所に發行價

格を定むるを以て原則とす、新債に應募者を得んとせば舊債を市場に買ふよりも利益なる條件を以てせざる可からず、而して新債の發行あれば供給増加の結果として舊債市價下落の傾を生ずるは自然の數なり故に新債の應募を眞に有利ならしめんとせば舊債の下落點よりも更に幾分か低き所に發行價格を定むるを要す此くて舊債市價は下落し新債は發行價格よりも高き市價を保ち新舊兩債の市價均一するを以て適度とするなり但し以上は單に供給増加の結果のみを抽象して立てたる標準にして此外に市價變動の原因多くあるが故に之を斟酌するの必要あるは言ふまでもなし

六 目論見書の發表

下引受完了し起債者との契約成立し公債の場合に於て必要なる法律又は勅令の發布せられたる後發行者は成る可く速かに目論見書即ちプロスペクタスを發表す、目論見書は我國の所謂發行規程に相當するものにして募集の條件、申込受付期限、募集金の拂込利子の仕拂元金の償還等の事項を記載するものなり、新聞に廣告するの外、發行者及び特定仲買人の店頭に於て目論見書を配布し之に添ふるに應

申込書式を以てす

七 申込の受付及び締切

目論見書發表の即日又は翌日より應募申込を受く申込書には證據金を添へ發行者の店頭を持ち來るも可なり郵送するも可なり又電信にて申込むことも出來べし、申込受付期限は一定せざれども大概四五日を以て普通とす、發行者の都合により期限以前に締切るも差支なし、締切前なれば申込者は申込を取消すを得べし、好景氣の募集に於ては二日目位に締切ること多く時としては即日締切ることあり、地方の郵便申込は締切翌日の第一順まで受付くるを例とす

八 應募の割當

應募申込額が募集額に超過するときは各申込者に其申込の金額を充當する能はず、此場合に於て如何にして應募の割當を爲すかは發行者が手心によりて決する所にして必ずしも一定の標準とすべきものなし、好景氣の募集に於ては自ら永く公債を所有する意志なく市價の騰貴に乗じ之を賣りて利益を得る目的にて應募する投機者多し、故に成る可く投機的應募者に割當せず成る可く眞正の投資者に

割當つる様にするが發行者の目的なり、投機的應募者は時として小口に分ち時として大口に纏め種々に手を替へて申込を爲すが故に發行者も之に應じて割當方を異にす全體に通じ按分比例にて割當を爲す如きことは殆んどなく百磅より千磅までの申込に對して何割千磅より五千磅までの申込に對しては何割と云ふが如く申込額によりて割當の割合にするものなり

九 新債の増打

發行者又は持定仲買人が下引受の勸誘を爲すに至れば募債の事實及び條件は既に公然の秘密なり、新債の景氣好ければ一種の思惑賣買此時より始まる新債の増打若干と云ふは此賣買の相場を指すものなり我國にては此増打の性質を誤解し發行價格以上にて應募申込を爲すの意なりとするものあるが如し然れども倫敦市場に於て普通の募債に競争申込の方法を用ゐるは異例に屬し一定不動の發行價格により申込を爲さしむるを常とす故に増打は起債者の所得ともならず發行者の所得ともならず素より下引受人の所得ともならず思惑賣買者の間には互に損得あり増打の景氣が割當の後まで繼續すれば一般の應募者之によりて利する

なり然らば新債の賣買は如何にして行はれ其相場は如何にして立つや少しく之を説明せんと欲す

十 結果の賣買

應募割當の確定せざる内に新債を賣買するは之を結果の賣買(セイル、ラブリゾルツ)と云ふ應募の結果を賣買するの意なり例へば某國の公債の發行價格九十にて募集されつゝあるに後來市場に於て九十一の價格を保つ見込ありとすれば先づ若干の應募を申込み置き之に對して何程の割當を得るか疑問なるも兎に角其結果を九十と四分の一にて賣渡すの約束を爲す目前に於て四分の一の利益を得べし九十の價格にて自ら申込を爲すを得べきに好んで九十と四分の一の價格にて結果を買取るものあるは何故なりやと云ふに是れは必ずしも眞に其結果を買取りて公債を所有せんとするにあらず午前九時と四分の一にて買ひたるものを午後九時と四分の一にて轉賣して其間の四分の一を利得せんが爲めなり而して同じ申込を爲すには證據金を要せず是が爲めの場合によりては眞の應募希望者が多少の増打にて結果を買取ることあるべしと雖も概して言へば結果の賣買

は氣配の變動に乗じ目前の利益を得んとする思惑なり斯くて應募の景況盛なれば結果の賣買亦隨て盛に行はれ結果を賣るの目的にて應募申込を爲すもの多く出て來る故夥しく應募申込額を膨脹せしむることあり是は餘り健全ならざる現象なる故早く申込受付を締切りて其勢を制止するの必要を生ずることあるなり是れに反して新價に對する人氣不良なるときは結果を賣る目的にて申込むものはなきも既に申込を爲したるものが厭氣になりて申込を取消し又多少の割引にて賣退かんとするに至る然も結果の賣買は好景氣の時に多く不景氣の時に少きものと知る可し

締切後は特に結果を賣る目的にて更らに申込を爲すの途なきも既に申込みたる分の結果を賣買することは依然として行ふことを得べし然し締切前程には相場の変動なき故結果の賣買を試むるの機會比較的に少し

取引所は發行者の請求により結果賣買決済の爲め割當決定後特に期日を指定す決済の方法は應募申込證據金并に割當額増打金に對して割當通知書の受渡を爲すものにして例へば五分の證據金を以て十萬磅の申込を爲し其の結果を二分の

一増打にて賣り而して一萬磅の割當を得たりとすれば始め證據金として發行者へ五千磅を納め決済の時に結果買受者より五千五十磅を受取りて割當通知書を引渡す譯なり

十一 假證書及本證書

割當決定の後發行者は假證書を發行す結果の賣買は割當決定と共に止み其代りに假證書の取引始まり其相場は普通の手續を踐みて取引所の公定相場表に掲載せらるゝを得べし其後の手續は只拂込結了の上假證書と引換に本證書を渡すあるのみ本證書には英國の法律により額面に對する千分の五の印紙を貼用するを要す

(明治三十九年六月東京銀行通信録深井英五君稿)

深井氏及通信録の認諾を得て掲載す

第三號 軌近我國地價の變動

又中央農事報第六十五號に掲載せる農地市價表に依れば我國地價の變動は左の

如し

年頃	中等水田地		中等畑地		宅地		原野地	
	公定地價	市價	公定地價	市價	公定市價	市價	公定市價	市價
明治二十年頃	五三、〇五六	五九、九九一	一八、五四二	二七、九二一	三三、〇三六	四九、九九〇	三三、〇三六	四七、八三三
全二十五年頃	五二、六八六	九三、三九三	一八、一五四	四四、四六七	三三、〇三六	七四、五四五	三三、〇三六	八〇、三六七
全三十年頃	五一、四三六	一五、二六七	一八、〇二六	七、四〇二	三三、〇三六	一〇、三九八	一〇、三九八	一一、八九三
全三十五年頃	四六、九七五	一五、八七〇	一六、一五三	八六、〇五六	三三、〇三六	一五、七三三	一五、四六七	一五、四六七
全三十七年	四六、九七五	一五、〇九四	一七、三九三	八五、九〇一	三三、七五七	一四、一九七	一四、一九七	一四、八六七

然るに明治二十年頃は通貨たる銀紙の間に價格の差違なかりしも銀貨は金貨壹圓に對し壹圓貳拾九錢六厘の相場にして二十五年頃は壹圓四十錢に下落し三十に幣制を改革せしを以て其差を見ざるを得ず而して改正後の金貨は壹圓の純分量目二分にして其以前は三分九厘九毛なりしを以て今前表の市價を規行の金貨價位に換算對照すれば左表の如し

年頃	中等水田地一反歩の市價	中等畑地一反歩の市價	宅地一反歩の市價	原野地一町歩の市價
	明治二十年頃	四六、二八九	二一、五三九	三八、五二一
全二十五年頃	九二、三四七	四二、九七〇	七六、八二九	七三、三六一
全三十年頃	六六、二八三	三一、五五九	五二、九〇六	五七、〇三八
全三十五年頃	一〇三、三三三	六三、九六〇	一〇〇、五四七	一一、三七九
全三十七年	一五一、二八七	七七、四〇一	一一〇、三九八	一一、八九三
全三十五年頃	一五八、六〇四	八六、〇五六	一二五、七三二	一六五、四六七
全三十七年	一五〇、〇九四	八五、九〇一	一四一、一九七	一四六、八六七

備考 字體の異なる金額は其當時に於ける金貨の價格に依る各地の市價なり
右市價の騰貴せる割合は左表の如し

年頃	中等水田地	中等畑地	宅地	原野地
明治二十年頃	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
全二十五年頃	一四三、二一九	一四六、五三三	一三七、三三八	一五四、五五四
全三十年頃	一六三、八三三	一八〇、三三三	一四三、三九九	一六一、五三三

債 一 覽 表

第一回發行國庫債券		第三回發行國庫債券		煙草專賣法國庫債券		舊東京鐵道株式會社		舊北越鐵道株式會社		舊武藏鐵道株式會社		舊房總鐵道株式會社		舊七尾鐵道株式會社		舊德島鐵道株式會社	
第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回
一萬圓、五千圓、 五千圓、千圓、 五百圓、百圓、 五十圓	一萬圓、五千圓、 五千圓、千圓、 五百圓、百圓、 五十圓	一萬圓	一萬圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓	千圓、百圓、 五十圓
十枚	十枚	十六枚	十六枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚	二十枚
三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年	三十七年

全 三十五年頃	一七一・七五	二〇〇・七五	一六三・六五	二二四・七五
全 三十七年	一六二・五三	一九九・九二	一八三・七八	一九九・四六

備考

原表農地市價の調査材料は田は左の十六ヶ所其他は左の内十五ヶ所に依り平均数を算出したるものなり

- 長野縣上伊那郡赤穂村 福井縣丹生郡朝日村 鹿兒島縣日置郡日置村
- 熊本縣飽託郡出水村 島根縣美濃郡豊田村 埼玉縣北足立郡石戸村
- 島根縣八東郡乃木村 千葉縣千葉郡都村 秋田縣河邊郡仁井田村
- 福岡縣筑紫郡那珂村 石川縣石川郡一木村 鳥取縣東伯郡西郷村
- 岡山縣御津郡建部村 東京府南葛飾郡金町村
- 福井縣大野郡下莊村 山口縣吉敷郡大蔵村

第五號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲の特別機關

期限	起債法令	起債ノ事由
五十四年	明治六年(三月)布告第百十五號、新舊公債 改正 明治十九年(六月)勅令第四十七號海軍公債 證書條例 明治十九年(十月)勅令第六十六號整理公債 條例	舊債償還分ノ爲メ 海軍軍備ノ費途ニ充ツル 六分以上利付内債償還 整理ノ爲メ
三十九年間	明治二十七年(八月)勅令第四百四十三號 同年(八月)勅令第四百四十四號軍事情債條例 明治二十七年(十月)法律第二十五號 同年(十一月)大藏省令第十九號	朝鮮事件ニ關スル經費支 辨ノ爲メ
五十九年間	明治二十七年(十月)法律第二十五號 同二十八年(十月)大藏省令第三號 明治二十七年(十月)法律第二十五號 同二十八年(三月)法律第八號 同二十九年(三月)大藏省令第二號 同二十九年(三月)大藏省令第三號	清國及朝鮮國トノ交渉事 件ニ關スル軍費支辨ノ爲 メ
後五十	明治二十五年(六月)法律第四號鐵道敷設法 明治二十九年(三月)法律第五十九號專業公 債條例 明治二十九年(五月)法律第九十三號北海道 鐵道敷設法 明治三十二年(三月)法律第七十五號 業公債法 明治三十二年(三月)法律第八十四號臨時 與鐵道分法施行法 明治三十九年(三月)法律第十七號鐵道網有 法 同三十九年(十二月)大藏省令第四十九號鐵道會 社債務整理公債發行規程 明治三十九年(三月)法律第十七號鐵道國有 法 同年(三月)法律第十八號京釜鐵道買收法	鐵道敷設ノ費用ニ充ツル 爲メ 既設官線鐵道改良、北海道鐵道 建設、製鋼事業、電話擴張ノ費 途ニ充ツル爲メ 北海鐵道敷設ノ費用ニ 充ツル爲メ 鐵道敷設、土地調查、 港、聯合建築及大規模整理ノ爲メ 線高整理ノ爲メ 鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼シタル債務整理償還ノ 爲メ 鐵道買收代價交付ノ爲メ
二十五	明治三十九年(二月)法律第一號同年(二月) 大藏省令第八號臨時事件公債規程同年(六月) 大藏省令第二十六號 明治三十二年(三月)法律第七十五號海軍 業公債法	臨時事件費支辨ノ爲メ 臨時ニ於テ鐵道敷設、土地調査、 港、聯合建築及大規模整理ノ爲メ 軍備補充ニ要スル經費支 辨ノ爲メ
五	明治三十六年(十二月)勅令第二百九十一號 同三十七年(二月)大藏省令第四號國庫債券 發行規程 明治三十七年(三月)法律第一號 同年(五月)大藏省令第十七號第二回國庫債 券發行規程 明治三十七年(三月)法律第一號 同年(十月)大藏省令第四十一號第三回國庫 債券發行規程	臨時事件費支辨ノ爲メ 煙草補償金、買上金及交 付金ニ充ツル爲メ
七	明治三十七年(三月)法律第一號 同年(五月)大藏省令第十七號第二回國庫債 券發行規程	鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼
後五	明治三十九年(三月)法律第十七號 號京釜鐵道買收法	鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼
十	明治三十九年(三月)法律第十七號 號鐵道國有法	鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼
四十一	明治三十九年(三月)法律第十七號 號鐵道國有法	鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼
四十六	明治三十九年(三月)法律第十七號 號鐵道國有法	鐵道買收ニ因リ政府ニ承 繼
後十	明治三十八年(二月)法律第十二號 同年(三月)勅令第七十八號 明治三十八年(七月)勅令第九十四號 同年(七月)勅令第九十五號	臨時事件費支辨ノ爲メ
十五	明治三十八年(七月)勅令第九十四號 同年(七月)勅令第九十五號	臨時事件費支辨ノ爲メ
後七	明治三十八年(七月)勅令第九十四號 同年(七月)勅令第九十五號	臨時事件費支辨ノ爲メ
十八	明治三十八年(七月)勅令第九十四號 同年(七月)勅令第九十五號	臨時事件費支辨ノ爲メ
後四	明治三十八年(七月)勅令第九十四號 同年(七月)勅令第九十五號	臨時事件費支辨ノ爲メ

號 (發行年) (又ハ面數)	裏 面	甲種國債登錄簿ニ 於ケル登録ノ記號	明治四十二年 六月末現在額
		43	二八五、九〇八
		證券ノ記號ニ同シ	八、二九六、七〇〇
表面ニ同シ		證券ノ記號ニ同シ	一六二、五六一、一〇〇
表面ニ同シ 但シテ裏面ノ分ハ羅馬字 ヲ附記ス		第一、二、四回ハ證券ノ 記號ニ同シ 第三回ハ發行年毎ニ區 別シ廿八年ヲ附記トシ 順次セ、セ、セ、セ、セ 及フ	一三、四〇五、九五〇
表面ニ同シ 但シテ裏面ノ分及新様式 ハ羅馬字ヲ附記ス		證券ノ記號ニ同シ	六一九、六九一、四五〇
表面ニ同シ 但シテ羅馬字ヲ附記ス			三〇〇、六六八、五〇〇
英譯文、漢譯文ト モ表面ニ同シ 但シテ英譯文ニハ羅馬字 ヲ附記ス		證券ノ記號ニ同シ	一〇七、九八五
A (三十七年)			
C (三十七年)		證券ノ記號ニ同シ	七八八、五一、六五〇
D (三十八年)			七七、四八〇、七二五
EB (三十七年 三十八年)			一四、二九二、〇五〇
			三、〇〇〇、〇〇〇
			四、〇〇〇、〇〇〇
			一、八〇〇、〇〇〇
			四、五〇〇、〇〇〇
			四二、九三〇
			二九二、八八九、〇三四
			二九二、八九〇、〇〇〇
			九七、六三〇、〇〇〇
			二、四四〇、七四四、一四
			一、三四、五四九、〇〇〇

表面ニ同シ 但羅馬字ヲ附記ス	英譯文、漢譯文ト モ表面ニ同シ 但英譯文ニハ羅馬字 ヲ附記ス	證券ノ記號ニ同シ	三〇〇六八五〇〇
A (三十七年)		一〇七、九八五	
C (三十七年)	證券ノ記號ニ同シ	七八八五二、六五〇	
D (三十八年)		七七、四八〇、七二五	
EB (三十七年 三十八年)		一四、二九二、〇五〇	
		三、〇〇〇、〇〇〇	
		四、〇〇〇、〇〇〇	
		一、八〇〇、〇〇〇	
		四五〇、〇〇〇	
		四二、〇〇〇	
		二九二、八八九、〇二四	
		二九二、八九〇、〇〇〇	
		九七、六三〇、〇〇〇	
		一四四、〇七四、四一四	
		二二四、五四九、〇〇〇	
		三、九〇五、二〇〇	
		九、七六三、〇〇〇	
内債 一、三八七、五〇一、九四八 外債 一、六五七、〇〇、六三八 合計 三、〇四四、五〇二、五八六			

國 債 規 則 要 領 一 覽

證

券

登

録

證券ノ様式
見本ヲ各取扱店ニ配置シ其ノ旨ヲ告示ス
(時宜ニ由リ單ニ其ノ要項) ○何人ト雖モ取扱店ニ就キテ見本ヲ閱覽スルコトヲ得○證券ニハ記號及番號ヲ附ス○記名證券ニハ記名紙ヲ貼附シ其ノ證券及利札ニハ記名ノ二字ヲ記ス(舊公債證)
五十圓、百圓、二百圓、五百圓、千圓、二千圓、五千圓及一萬圓ノ八種(特別ノ規定アリ) ○應募者ハ其ノ交付ヲ受クヘキ證券ノ額面金額ノ種類ヲ選擇スルコトヲ得ス
大藏省ニ置ク證券ヲ發行スルトキハ之ニ契印ス

汚染毀損 證券ノ所有者ハ其ノ證券カ汚染毀損シタルトキ之カ引換ヲ請求スルコトヲ得(滅失又ハ紛失ノ代利札交付ヲ請求スルコトヲ得) 請求スル時宜ニ由リ更ニ次期以降ノ請求スベシ(利札ヲ附シタル證券ヲ交付スルコト)

分合 證券ノ所有者ハ各種證券ノ額面金額ノ種類ニ從ヒ其ノ分合又ハ併合ヲ請求スルコトヲ得
利札繼足 證券ノ附屬利札盡キタルトキハ其ノ所有者ノ次期以降利札ノ繼足ヲ請求スベシ(時宜ニ由リ更ニ次期以降ノ請求スルコト)

滅失紛失 記名證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ旨ヲ届出ツヘシ(發見ノト) 届出後滿三箇月ヲ經過シ尙發見セザルトキハ代證券又ハ代利札ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得(元金價額又ハ利子ヲ拂拂開始以テ) ○無記名證券又ハ其ノ利札ノ滅失又ハ紛失ニ對シテハ代證券又ハ代利札ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得(但シ擔保ヲ提供シ又ハ保證人ヲ立テ元金又ハ利子ノ什拂ヲ請求スルコトヲ得)

併合 起債年ノ異ナルモノ又ハ舊公債證合スルコトヲ得
分合 舊公債證書ヲ除ク外元金償還期ノ確定シタルモノハ分合スルコトヲ得
引換 證券一枚毎ニ金二十錢(利札ノ滅失又ハ紛失ノ引換亦同シ)

證券ニ關スル手数料

分合... 原證券一枚毎ニ金三錢代證券一枚毎ニ金二十錢
引換... 證券一枚毎ニ金二十錢(利札ノ滅失又ハ紛失ノ引換亦同シ)
併合... 起債年ノ異ナルモノ又ハ舊公債證合スルコトヲ得
分合... 舊公債證書ヲ除ク外元金償還期ノ確定シタルモノハ分合スルコトヲ得
引換... 證券一枚毎ニ金二十錢(利札ノ滅失又ハ紛失ノ引換亦同シ)

登録簿ノ種

甲種... 證券ヲ發行セザルモノヲ登録ス日本銀行本店ニ備ヘ副本ヲ大藏省ニ置ク
乙種... 證券ヲ發行シタルモノヲ登録ス別ニ告示スル取扱店ニ之ヲ備フ

登録簿ノ様式

別ニ之ヲ告示ス○記號及番號ヲ附ス○甲種ノ記號毎ニ口坐ヲ分ツ

登録金額

甲種... 各種證券ニ於ケル額面金額種類一ヲ以テ除除シ得ヘキモノニ從フ
乙種... 各種證券ニ於ケル額面金額ノ種類ニ從フ

登録ノ種類

新規... 起債當初ノ登録及無記名證券ノ變更... 權利移轉及改氏名其ノ他共有者分ノ變更等ナリ
移記... 甲乙二種ノ登録簿間ニ於ケル移記ナリ
轉換... 登録所管取扱店ノ轉換但シ甲種此ノ轉換アルコトナシ
除却... 登録ヲ除却シテ無記名證券ヲ交スルモノナリ(却テ請求スルコトヲ得)

登録簿ノ閱覽

甲種登録簿ニ新規、變更、移記及質權ニ關ル登録ヲ爲シタルトキハ登録簿ニ關スル者ニ交付ス乙種登録簿ニ質權ニ關スル登録ヲ爲シタルトキ亦同シ
甲種登録簿ノ記名者其ノ他ノ利害關係人ハ何時ト雖モ利害ノ關係アル部分ニ限リ登録簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

印鑑

登録簿ノ記名者及其ノ機利ヲ行使スル者ハ印鑑ヲ取扱店ヘ提出シ置クコトヲ要ス
登録簿ノ記名者住所ヲ轉シタルトキハ取扱店ニ届出ツヘシ

新規登録

甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 記名證券一枚毎ニ金五錢

登録變更

甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 證券一枚毎ニ金五錢

登録簿移

甲種 一件毎ニ金五錢(其ノ種部ニ對シ記名證券ノ付テ要スルトキハ其ノ證券一枚毎ニ金三錢)
乙種 證券一枚ニ金二十錢

登録除却

甲種 證券一枚毎ニ金二十錢
乙種 記名證券一枚毎ニ金五錢(無記名證券ノ枚數カ其ノ超過スルモノハ其ノ超過スル枚數ニ加フ)

登録ニ關スル手数料

登録所管取扱店轉換... 證券一枚毎ニ金六錢
甲種 證券一枚毎ニ金二十錢
乙種 記名證券一枚毎ニ金五錢
質權ニ關スル登録... 甲種 一件毎ニ金五錢
乙種 證券一枚毎ニ金五錢
登録簿ノ閱覽... 用紙一枚毎ニ金十錢
抄本ノ交付... 用紙一枚毎ニ金十錢

一續手求請ルス關ニ錄登及券證債國

備考	事附ニヘル併 項記コトセ スハ事トヲ 括事書キ並 弧項ニキ得	請求ニ關ス ル手數料	請求ノ時期	請求書ノ外 出スヘキ證 券其ノ他書	請求書ノ 要件	事項
原證券ノ附屬利 中利子仕拂期ノ開 始セザルモノ欠 セルトキハ其ノ利 子金額ニ相當スル 現金ヲ納付スヘシ	原證券ノ附屬利 中利子仕拂期ノ開 始セザルモノ欠 セルトキハ其ノ利 子金額ニ相當スル 現金ヲ納付スヘシ	一枚毎ニ金二十錢 ハ利ノ減失又ハ 紛失ニ因リ引換亦 同シ		汚染又ハ毀損シタ ル證券	一證券ノ名稱、額 面金額ノ種類及 枚數 二原證券ノ記號及番 號 三原證券ノ附屬利 子仕拂期 四記名無記名ノ區 別 五請求ノ年月日 六請求者ノ住所 七署名捺印	汚染毀損 證券ノ引換
同上 各事項ヲ併シ請求 スル場合ニハ其ノ 手數料金額ヲ比較 シ多キ方ニ若シ其 ノ金額相シキハ一方 キハ孰レカ一方ニ 就キ之ヲ納ムヘシ 以下皆同シ	同上 各事項ヲ併シ請求 スル場合ニハ其ノ 手數料金額ヲ比較 シ多キ方ニ若シ其 ノ金額相シキハ一方 キハ孰レカ一方ニ 就キ之ヲ納ムヘシ 以下皆同シ	原證券 一枚毎ニ金三錢 代證券 一枚毎ニ金二十 錢		原證券	一原證券ノ名稱、 額面金額ノ種類 及枚數 二原證券ノ記號及 番號 三原證券ノ附屬利 子仕拂期 四記名無記名ノ區 別 五請求ノ年月日 六請求者ノ住所 七署名捺印	證券ノ 分合
時宜ニ由リ更ニ次 期以降ノ利札ヲ附 シタル證券ヲ交付 スルコトアルヘシ 此ノ場合ニ於ケル ハ請求書記號要件等 ハ總足請求ニ準ス	時宜ニ由リ更ニ次 期以降ノ利札ヲ附 シタル證券ヲ交付 スルコトアルヘシ 此ノ場合ニ於ケル ハ請求書記號要件等 ハ總足請求ニ準ス		附屬利札ノ毀損シ タルトキ	附屬利札ノ毀損シ タル證券但シ請 求書取換店ノ通知 ヲ得テ之ヲ提出ス ルコトヲ得	一原證券ノ名稱、 額面金額ノ種類 及枚數 二原證券ノ記號及 番號 三原證券ノ附屬利 子仕拂期 四記名無記名ノ區 別 五請求ノ年月日 六請求者ノ住所 七署名捺印	證券ノ利 札繼足
記名ニ限ル	一登錄除却(其ノ 旨) 一代理札交付請求 ノ場合其ノ證券 ノ引換ノ分割若 ハ併合(引換又 ハ分割ニ必要ナ ル事項)	原證券一枚毎ニ金 二十錢但シ代證券 ハ其ノ超過枚數一 枚毎ニ金十六錢ナ リ 加フ 利札一枚毎ニ金三 錢	減失又ハ紛失ノ屆 出後三箇月ヲ經過 シタルトキ	所管取扱店	一證券ノ名稱及額 面金額ノ種類 二證券又ハ利札ノ 枚數 三證券又ハ利札ノ 記號及番號 四原證券ノ減失又ハ 紛失ニ在リテハ 附屬利札面額ニ 對シテ在リテハ 附屬利子仕拂 期、利子仕拂 又ハ紛失ニ在リ テハ其ノ利子 仕拂期 五署名捺印 六請求ノ年月日 七請求者ノ住所 八請求者ノ住所 九署名捺印 十種類ヲ選擇セン トスルトキハ其ノ 種類及枚數ヲ記載 スヘシ	減失紛失ノ代 證券交付
登錄濟證書ノ郵送 ハ相當ノ郵送料ヲ 前納スヘシ	登錄濟證書ノ郵送 ハ相當ノ郵送料ヲ 前納スヘシ	甲種 一件毎ニ金五錢 乙種 證券一枚毎ニ金 五錢	專入決定又ハ引受 ノ際	募集其ノ他發行ノ 取扱店	一國債ノ種類及登 録金額 二證券ノ年月日 三請求者ノ住所但 シ請求者ト記名 者ト異ナルトキ ハ記名者ノ住所 トモ 四署名捺印 五原證券ノ交付チ 受ケントスルトキ ハ其ノ旨ヲ附記ス ヘシ 六共有者ノ持分相 均シカラサルモ ハ其ノ持分金額別 及氏名ヲ請求書ニ 記載シ又ハ之ヲ記 録シタル書面ヲ添 附スヘシ	新規 起債當 於ケル 登錄
同上 無記名證券ノ附屬 利中利子仕拂期 ノ開始セルモノ欠 セルトキハ其 ノ利子金額ニ相當 スル現金ヲ納付ス ヘシ	同上 無記名證券ノ附屬 利中利子仕拂期 ノ開始セルモノ欠 セルトキハ其 ノ利子金額ニ相當 スル現金ヲ納付ス ヘシ	甲種 一件毎ニ金五錢 乙種 記名證券一枚毎 ニ金五錢		無記名證券	一證券ノ名稱、額 面金額ノ種類及 枚數 二原證券ノ記號及番 號 三證券ノ附屬利 子仕拂期 四記名無記名ノ區 別 五請求ノ年月日 六請求者ノ住所但 シ請求者ト記名 者ト異ナルトキ ハ記名者ノ住所 トモ 七署名捺印 八原證券ノ交付チ 受ケントスルトキ ハ其ノ旨ヲ附記ス ヘシ 九共有者ノ持分相 均シカラサルモ ハ其ノ持分金額別 及氏名ヲ請求書ニ 記載シ又ハ之ヲ記 録シタル書面ヲ添 附スヘシ	無記名證 券ノ新 規登 録
郵送料同上	郵送料同上	甲種 一件毎ニ金五錢 乙種 證券一枚毎ニ金 五錢		所管取扱店	一國債ノ種類及登 録金額 二證券ノ年月日 三請求者ノ住所但 シ請求者ト記名 者ト異ナルトキ ハ記名者ノ住所 トモ 四署名捺印 五原證券ノ交付チ 受ケントスルトキ ハ其ノ旨ヲ附記ス ヘシ 六共有者ノ持分相 均シカラサルモ ハ其ノ持分金額別 及氏名ヲ請求書ニ 記載シ又ハ之ヲ記 録シタル書面ヲ添 附スヘシ 七署名捺印 八原證券ノ交付チ 受ケントスルトキ ハ其ノ旨ヲ附記ス ヘシ 九共有者ノ持分相 均シカラサルモ ハ其ノ持分金額別 及氏名ヲ請求書ニ 記載シ又ハ之ヲ記 録シタル書面ヲ添 附スヘシ 十署名捺印	變更 登錄

無記名證券 登錄規則	變登錄簿 移登錄簿 轉取登錄簿 除登錄簿 登錄簿 本覽登錄簿 元拔登錄簿 利子送付	無記名證券 登錄規則	無記名證券 登錄規則
<p>一 證券ノ種類及額 二 證券ノ種類及額 三 證券ノ種類及額 四 證券ノ種類及額 五 證券ノ種類及額 六 證券ノ種類及額 七 證券ノ種類及額 八 證券ノ種類及額 九 證券ノ種類及額 十 證券ノ種類及額</p>	<p>一 國債ノ種類及額 二 國債ノ種類及額 三 國債ノ種類及額 四 國債ノ種類及額 五 國債ノ種類及額 六 國債ノ種類及額 七 國債ノ種類及額 八 國債ノ種類及額 九 國債ノ種類及額 十 國債ノ種類及額</p>	<p>一 汚染毀損證券ノ引換(其ノ旨) 二 證券ノ分割又ハ併合(分合ニ必要ナル事項) 三 滅失紛失ノ代理券(其ノ旨) 四 代理券ノ交付ニ必要ナル事項</p>	<p>一 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 二 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 三 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 四 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 五 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ</p>
<p>一 國債ノ種類及額 二 國債ノ種類及額 三 國債ノ種類及額 四 國債ノ種類及額 五 國債ノ種類及額 六 國債ノ種類及額 七 國債ノ種類及額 八 國債ノ種類及額 九 國債ノ種類及額 十 國債ノ種類及額</p>	<p>一 國債ノ種類及額 二 國債ノ種類及額 三 國債ノ種類及額 四 國債ノ種類及額 五 國債ノ種類及額 六 國債ノ種類及額 七 國債ノ種類及額 八 國債ノ種類及額 九 國債ノ種類及額 十 國債ノ種類及額</p>	<p>一 汚染毀損證券ノ引換(其ノ旨) 二 證券ノ分割又ハ併合(分合ニ必要ナル事項) 三 滅失紛失ノ代理券(其ノ旨) 四 代理券ノ交付ニ必要ナル事項</p>	<p>一 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 二 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 三 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 四 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ 五 無記名證券又ハ其ノ利子ニ對シテハ</p>

一 所管取扱店ノ轉換(轉換先取扱店名)	一 汚損毀損證券ノ引換(其ノ旨)	一 併合(分割又ハ要ナル事項)	一 滅失紛失ノ代證券代利札ノ交付(代リ交付ニ必要ナル事項)
甲種ニハ所管取扱店ノ轉換アルコトヲシテ郵送料同上			
	實權ノ移轉ニ因リ登録ヲ變更シ又ハ實權ノ消滅ニ因リ登録ヲ抹消スル者ハ相當ノ郵送料ヲ前納スヘシ	甲種ニ限ル送金ノ費用及危險ハ請求者ノ負擔トス	無記名證券又ハ其ノ利札ニ對スル元金ニ在リテハ取換店ノ承認ヲ得テ尙其ノ擔保ヲ提供スヘキモノハ之ガ提供ノ手續ヲ要ス
	甲種ニ限ル		

- 一 名稱 町村銀行
- 二 位置 プルクセル
- 三 目的 町村及縣の募債若しくは府縣町村の保證する募債(府縣町村の公共)を容易にするに在り
- 四 業務 (一)町村若しくは府縣の爲め債券の發行及其舊債償還の事務を擔當すること
(二)數種の募債を合一する爲め一樣なる債券を製造發行すること
- 五 營業期限 定款勅裁の日より九十九ヶ年間と定む但し總會の決議を経政府の許可を得るときは此の期限を延長することを得
- 六 解散 總株數の三分の二以上を代表するときは株主の三分の二の同意により政府の承諾を求めて解散することを得
總會に於て反對の決議をなすに非ざれば理事會は當然清算の任に當るべきものとす
- 七 株金及株主 株券は壹千法の株券及百法の分割株券の二種とし共に記名

乾甲五號

とす

株主は縣及町村若くは其保護する公共營造物に限る

株券の譲渡は理事會の同意を要す

株金は理事會の定むる條件に基き拂込むを要す

八 營業開始 申込株數貳百株に達すれば會社は營業を開始することを得

九 會社資本と募債額との比例 債券發行は會社資本額の二十倍を限りとす

十 債券發行 會社は記名及無記名兩種の債券を發行す債券は理事會長若く

は理事代理人及書記の署名を要す

債券は割増付抽籤によりて償却することを得此の場合に於て債券額面

は百法以上とす但し利率は年百分の三以上とす

十一 債券の發行 は豫約競賣若くは公賣の方法に據る但し理事會に於て反

對の決議を爲し監査役及大藏大臣の承認を得たるときは此限りに非ら

ず

割増金付債券の發行は主務大臣の許可を要す

債券に對する利子割増金及償却資金として會社が支拂ふべき年額は
會社が當該債券の發行に關し町村より收入する年額を越ゆることを
得ず

十二 遊金 會社に遊金あるときは之を以て

(一) 國債證券地方債證券若くは國府縣市町村の保護に係る債券を買
入れ又は是等を質として貸付をなすことを得

(二) 確實なる保證あるときは理事會の指定する株式會社若くは銀行
等に當座預けをなすことを得

十三 理事及理事會 會社の事務は理事之に任ず理事會は五名の理事より成
り理事は白耳義人若くは歸化人たるを要す其任命能免は株主總會に
於て之を決す

理事會は其會員中より理事長を選擧し其會員外に常務を取り扱はし
むる常務代辦人を任命す但し此常務代辦人は書記の職務を兼攝す理
事會は會社を代表し左の職務を行ふ

- (一) 收得販賣をなし又會社の利害に關する一切の處置に任ず
- (二) 理事長を以て裁判所に起訴及請求をなす
- (三) 和解をなし支拂により若くは支拂なくして差押の解除をなす
- (四) 會社の銀行方代理者及傭人を任免し並に其數及其報酬を定む
- (五) 定款に基づきて有益若くは必要と思惟する一切の法律行為をなす

理事會の法律行為にして會社の義務を生ずるものは理事長及書記若くは是等の代理人の署名を要す

理事會は理事長若くは書記の招集により之を開く

理事二名の請求あるときは理事會を開く

十四 理事會 理事三名の出席を要す

議事は多數によりて決す可否同數なるときは理事長若くは其代理人の意見によりて之を決す

十五 監査役 監査役は六名とし業務を監督し計算及貸借を檢閲し毎年株主

定期總會に於て前掲事項に對し報告をなすものとす其任免は株主總會に於て之を決す

監査委員は理事會の諮問する一切の事項に對して意見を述べらるものとす

十六 役員任期 理事の任期は西曆千八百六十五年以降は一ケ年とし毎年定

期株主總會に於て改選す(第一期理事は任期を)
特に五ケ年とせり)監査役の任期も亦一ケ年

とす但し理事及監査役は再選することを得

理事缺員の場合には次會の總會に於て之を選任す但し其任期は前任

者の任期間とす

十七 役員手當 理事會員は總會の定むる出席手當を受く

監査役の旅費日當も亦株主總會に於て之を定む

十八 計算及貸借表 計算及貸借勘定は理事會の指揮に依り十二月三十一日

を以て之を決算す

公債を貸借表に掲げるには買入價格以上に評價することを得ず配當

は拂込株金の百分の五以内とし、残餘は之を準備金となす、但し理事會に於て決議し大藏大臣の認可を得るときは之を分配することを得、利益金五分の配當をなすに足らざるときは準備金より其不足を補充することを得

理事會の責任は監査役の貸借表の認可を以て解除せらる

十九

入會の許否 入社審査委員 は理事、監査役を以て組織し、府、縣、町村及公共營造物より公債契約の爲め入社を申込みたるときは審査の上之が諾否を決す

委員の投票は無記名とす

審査會は七名以上の出席を要す、可否同數なるときは申込を拒絶す、府、縣、町村又は公共營造物にして若干の歳入に對し會社に代理受取の權限を委任するの認可を得、又其歳入にして公債契約に應ずるに足るときは委員會は票決の手續を略することを得

二十

會社に對する政府の權能 政府は法律若くは定款に違背するか又は町

村若くは國家の利害に反する一切の處置に對し抗議するの權能を有す

政府は會社業務を監督する爲め會社に對し監理官を任命する權利を有す、此監理官は會社一切の業務に對して監督權を有す、但し監理官の報酬額は政府と理事會との會議により之を定め、會社に於て支拂ふべきものとす

二十一

會社の内規 執務組織、理事退職、缺席及證券保管等を規定する會社の内規は理事會に於て起草し、監査役の協賛を経るを要す

二十二

株主總會 株主總會は株主若くは其代理人、理事及監査役を以て組織す

投票權は一株一票、十株二票、十五株三票、廿株四票とし、以上之に準ず、但し一法人にて十票以上を有することを得ず、又一株主にして三株主以上を代表することを得ず

〔參考〕 初めは町村行政に毫も關係なき者を代人として總會に出席

することを許したるも漸次其弊を發見したるを以て株主町村の代表者は當該町村若くは他町村の町村長助役又は町村會議員に限ることとなしたり又株主府縣の常置委員は該府縣を代表するときに限り出席権あるものとす

總會の會期は毎年二月とす

總會の招集は官報に廣告し更に書面を以て通知す理事會は臨時總會を招集するの權利を有す

監査役過半數の決議及株式半數以上の所有者の決議により臨時總會を招集することを得

臨時總會は全株主の半數以上の出席を要す又出席者の代表する株數は全株數の半數以上たらざる可らず但し株主の數及代表されたる株式の數にして是に充たざるときは更に臨時總會を招集す此場合に於ては出席株主の數及代表株式の數の如何に關せず議事を有効とす

理事長は總會の議長となり庶務を處理し可否同數の場合には其意見によりて決議し書記と共に之を議事録に署名す

票決は指名點呼に據り六名以上の請求ありたるときに限り無記名投票を用ゆ但し任免に關するときは無記名投票を用ゆ

定款の變更は之が爲め特に招集せられたる臨時總會に於て議し出席全數三分の二以上の多數によりて決す

二十三 附 則

第一回の理事は政府に於て任命す

第六號 英國に於ける私事法案提出順序

一 公事法案と私事法案との差違

英國の議院は年々「パブリック・ビル」即ち公事法案國家全體に關する法案を取扱ふの外私事法案即ち地方又は個人の利害に關係する法案を審議す元來私事法案は理論上公事法案と同一の取扱を爲すべきものなるも實際に於ては全然其方法

私事法案の沿革

を異にす即ち左の如し

乾甲六號

西曆千七百九十八年以前に在ては現今の法令全書の如く公事法(パブリック、アクト)と私事法(プライベート、アクト)との間には嚴密なる區別を設けず混同して之を編製し獨り人事に關する法律は分離して之を刊行せり然れども同年以後は私事法は總て之を公事法の記録中より區別し法規の編纂に一大改良を施せり即ち公事法は毎會議院を通過したる順序に従ひて之を配置し亞刺比亞數字を以て其番號を附し私事法は其配置の順序は公事法と同じく通過の順序に従ふも其番號は羅馬數字を以て之を附し以て其大體を區別するものとせり

私事法案の變更

西曆千七百九十八年以前は私事法として格別に刊行せしは離婚歸化其他之に類する人事に關するものなりしも爾後漸次其範圍を擴め道路運河の改修開設橋梁埠頭の建設市町の管理敷石點燈等其他是に類似の諸案を議定するに至れり然るに其後世運の進歩に伴ひ地方自治體の發達と共に議會に於て是等諸案を議するの必要を感じ現今私事法案の重要なるものは殆ど鐵道に關する事件に限るに至れり其變更の順序を見るに今を距る百二三十年以前に在ては私事法案は概ね

私事法案の調査に關するに注意を要するに利益を害するに由り得ず

私事法案の提出は公益を害するに由り得ず

私事法案の調査に關するに注意を要するに利益を害するに由り得ず

人事に關し七八十年以前にありては主として地方の事業に係り現今に至ては鐵道敷設の如き國民の利害に最大の關係ある事業經營の許可を請求する爲に提出するものとなりたり

私事法案に關する立法上の取扱は公事法案の場合と異なり例へば一會社に對し鐵道敷設を許可する所の法案は公會所の設立を特許する爲め若くは國民教育の爲に提出する法律案とは自から其趣旨を異にし立法府は後者の場合に於ては單に公益の爲め最良の方策を講ずるを以て足れりとすと雖も前者の場合に於ては之と同時に其企業の爲に偶々一個人に損害を及ぼすことなきや否やを審査するの義務あるものとす蓋し鐵道布設の發起人は公益の保護者として議院に現はるゝものに非ずして其營業より得る所の金錢上の利益を目的とするものとし其反對者も亦反對の理由を公益の上に置かず自家一身の利害に因て反抗すべきものとす而して英國の議院は此等の企業を許否するに方り其注意を獨り公益を顧みるに止めず更に進んで私人の利害をも審理するの必要ありとするものなり則ち此場合に於ては議院は立法機關と司法機關の資格とを兼併する者にして從て

乾甲六號

六二

議院は一面に於て立法院當然の資格を以て普通の手續方法を遂行すると同時に他の一面に於て裁判所として公事法案に關する手續以外に司法上の手續を爲すものとす是れ名を公益に藉り私事に經營を爲すの弊を慮るものにして實に英國立法の特色と云ふを得べし。近時我國の實況此點に於て遺憾なしと云ふを得ず名を公益若くは宗教神事に藉り意外の法案又は建議を提出するの例少しとせず英國の如きは數百年の經驗を積み大に悟る所ありて此特色を出す豈に鑑みざる可ん哉

二 私事法案提出者の遵守すべき規則及其種類

私事法案提出者が守るべき規則は頗る複雑なるものなり今其梗概を述んに請願書は總て十二月二十一日前に私事法案提出順序を遵守し之を兩院の私事法案局に提出するを要す其遵奉すべき手續左の如し

- 一 適法の公告を爲すこと
- 二 提出すべき私事法案の爲に影響を受くべき財産の所有者又其占有者に對し提出の通知を爲すこと

守るべき規則

私事法案の種類

- 三 私法案の目的たる營業に關する書類を指定の場所に揭示すること
- 四 一定の方式に従ひ右書類を解説すべき設計書其他の書面を作製すること
- 五 工事に要すべき經費を編成すること
- 六 或場合に於ては之に要する金額の一部を適當に指定せられたる官衙に豫納すること等はなり

今一步を進め私事法案提出順序の詳細を陳述せんに其順序方法頗る煩雜に過るものなしとせずと雖も亦以て英國立法院が私事法案の取扱を如何に鄭重にするかを窺ふに足る其詳細に入るに先ち請ふ先づ其所謂私事法案の内容を詳述せん私事法案は之を分ちて左の二種とす即ち

第一種は公私團體の權力を擴張又は變更する件及教會堂禮拜堂埋葬地市町人道敷石點燈縣稅渡船場魚場瓦斯燈事業土地特許狀地方裁判所市場警察及び救貧税に關する諸議案を包含し

第二種は水道公道橋梁溝渠切通船渠排水堤防渡船場埠頭航路波止場法廷鐵道溜池下水街路關門路隧道及び給水工事等を築造維持せんとする議案約言すれば

土地收用權施行に關する總ての議案を包括す

三 私事法案提出の手續及其期限

凡そ私事法案を提出せんとする者は、其議案の謄本を衆議院の私事法案局に提出すると同時に其事業の利害關係者に向て其議案に包含する權限の附與を請求せんと欲する旨の通知を爲さざる可らず、其提出の議案が第二種に屬する者なるときは其收用せんと欲する土地に施すべき工事仕様書關係土地所有者の姓名簿其地價及工事入費見積書を該議案に添へて提出するを要す、而して議案提出者は私事法案局に議案の謄本を提出するに先ち倫敦ダブリン又はエチンバラの官報を以て六週間議案提出の事を豫め公告するの義務を負ふ、第二種の場合に於ては其收用又は起工せんとする土地の最附近に於て最多の購讀者を有する新聞紙を以て其事を廣告し、其議案に依りて附與せらるべき權力を以て收用せられ又は其權力の影響を受くべき土地の地主、借地者及び居住者名簿を差出すを要求し、簿記の廣告は十一月中に發表すべきものとす、元來英國の議會は特別の場合を除き例年三月の始に於て開會せらる依て右廣告は開會前滿三ヶ月以上の期間に於て

之をなすものにして實に用意周到なりと云つべし

私事法案提出者は前記書類の外更に議案の謄本二通の提出を要し、其議案が第二種に屬するもなるときは謄本の外工事仕様書二通設計に關する參考書類利害の關係を有する土地所有者名簿及其名簿の謄本各一通と官報廣告文の謄本を工事に着手し又は土地收用權を使用すべき地方の裁判所及右商務院衆議院事務局衆議院私事法案局に提出し、而して工事仕様書の謄本一通を寺院檀家區「パッシ」の書記に、若し其議案が寺内の墓地、共同埋葬地、又は其他の共有地に係るものなるときは内務省書記官局へも一通を提出するを要す、尙ほ十二月十五日までに議案の爲に損害を受くべき土地家屋及建物所有者借地人及居住者に向て議案提出の通知書を發し、十二月十七日までには議案を印刷し、其一通を貴族院に同月二十二日までに請願書を添付し、衆議院及商務省の兩私事法案局に各々其一通を差出すべきものとす、加之提出者は運河鐵道、馬車鐵道及其他土地收用權の行使を要すべき土木工事に關する議案を提出せんとする場合には、十二月三十一日までには署名したる正副二通の工事入費見積書を調製し、其一通を衆議院の私事法案局に他の一通

提出の期

を貴族院事務局に提出するを要す、次て一月十四日まで、に衆議院に提出したると同一の形式を具したる土地家屋所有者居住者名簿を貴族院に提出し、工事入費見積高の五分に相當する金額を高等法院に豫納し、更に正式の手續を履みて議案を議會に提出するに當り、其議案に關する費用を支辨するに足るべき金額を貴衆兩院に豫納すべきものとす

四 議院に於ける私事法案の取扱

如上の手續に依り提出せられたる議案に反對なきときは、貴衆兩院長の任命に係る二人の私事法案検査員兩院長の指揮命令に従ひ、一月十八日頃に其議案を検査す。検査員は請願書及議案の検査を行ふべき一週間前に豫め其検査の時期を請願者に通知し、検査當日に請願者出頭せざるときは、其議案を放棄す。當日請願者が出頭するときは、(通例)代理者又は訟師をして代て出頭せしむ。検査員に於て通知廣告工事仕機書差出方及金額豫納に關する私事法案提出順序の規定に従ひたるや、議案の審案に要する金額第一回分は二十磅乃至三十磅を納付したるや否を審問す。此審問に依り正式の手續を履まずして議案を提出せしことを發見するときは

反對に就
き條件を
附するの
目的

検査員は其議案を提出順序に遵由せざる旨を裏書して之を棄却す。然るときは同會期中再び此議案を議することを得ず。提出の議案が提出順序の規定に遵據せしものなるや否の問題に就きては私事法案の反對者は制限的即ち條件附反對を爲すとを得べきものとす。其目的は之に由て其大體を否認し其議案の内容に入りて其眞價を審査する手續を省かんとするものなり。又右審問に對し請願者が其懈怠に出づると惡意に出づるとを問はず相當の辯明を爲さざるときは検査員は自己の検査によりて缺點を發見したると同一の手續を以て其議案を棄却す。検査員に於て議案提出者が其提出前に採るべき總ての手續を正當に履行したりと認むるときは其議案を衆議院の豫算委員長に回付す。然るときは該委員長は貴族院の同委員と交渉し右の議案を貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎其審議は如何なる順序に據るべき乎を決定す。當事者及國會訟師は此決議に参加するを得ず。衆入委員長は右決議後議長附顧問の助力に依り其反對あると否とに拘はらず總ての私事法案を調査し必要と認むる諸點に就て衆議院議員及貴族院委員長の注意を促し且つ其私事法案が衆議院委員會の審査に附託されたる後ちも何時にて

も之に關して必要と認むる所の特別の忠告を衆議院に致し又は反對なき議案を反對あるものゝ如くに取扱ふべきこと及請願書並に議案の當否を證明するに足るべき證據を蒐集せざる可からざることと衆議院に通知するを得

五 私事法案に就き貴衆兩院の關係

衆議員委員會に於て反對あり又は反對なき私事法案を議するに先ちて衆議院は其議案を貴族院委員長及其顧問に送付して審査を求むることあり然るときは同委員長に於て右の諸案に其適當と認むる修正變更を加へ若くは之を改作し又は其大體上より其當否を見て通過すべきものに非ずと爲すときは其議案に貴族院は其議案の通過に賛成せずとの旨を裏書して之を衆議院に還付す然れども事實に於ては西曆千八百四十七年私事法案提出順序の設定以來衆議院より私事法案の通過を貴族院に迫りたるとは殆ど絶無なり貴族院委員長より修正又は改作して衆議院に還付したる議案は衆議院に於て之を同院委員會の審査に附す然るときは該委員會は議案に記名したる院内代理者又は國會認師に向て議案の説明を求め又其條項を變更せんとするときは其變更に就きて其助力を求め慎重に議

各種の委員

請願者の資格

案を議したる後可否の報告を衆議院に致す委員會に於て否決したる議案は自から消滅するを例とす反對ある議案に就ては衆議院議長は豫算委員長及他の三名を審判委員に任命して一の法廷を組織し其議案の可否を審判せしむ此委員會は委員増加の建議を爲し又は附屬委員會を組織する權能を有す又請願者は一定の資格を有するに非れば委員會に出席し陳辯を爲すを得ず其資格は衆議院に於ては豫算委員長其他議長の指名に係る三人以上の「レフェリー」即ち参加員より成立する一種の委員會に於て之を調査す貴族院に於ては當該私事法案の調査を委託せられたる委員に於て之を調査す而して審判委員には特に専門家を選舉するを例とす此委員會の任務は右の議案を法律と爲すべき乎若し爲すべしとせば如何なる變更制限を加へ如何なる防護の設備を要するやの問題を調査するに在るを以て同會は私事法案添付の請願書及之に對して提出せられたる反對の請願書に對して審理を遂げ其結果を衆議院に報告して同院が該案の採否を決するの資に供するものとす以上に擧たる各委員會の議長は相會して商議し反對ある議案は其一覽表を調製し表中記載の順序に依り之を處理する規定なり

六 鐵道及運河案其他重要なる私事法案の特色

鐵道及運河案に關する私事法案は之を鐵道及運河案總務委員常置なり(に附託す此委員は鐵道及運河私事法案に就ては先議權を有し其案に對し反對あると反對なきとに拘はらず商務省の提議に就て之を審査するものとす而して該委員は其見る所に從て或は自ら之を審査し或は反對ある私事法案は之を其審査の爲め特に組織せらるゝ所の委員會の審判に附することを得此特別委員會は既に述べたる如く私事法案添付の請願の當否よりは專ら其曲直を審判するものにして同委員會は恰も法廷の如く反對の請願者は當該私事法案添付の請願書に掲載しある事實を拒否し之に對して反對の意見を吐露することを得反對ある議案の取扱方は反對なき者と異なることなし即ち同案は先づ検査員に於て提出順序の規定に遵由せしや否やを検査し次に貴族院委員會長の精査を受け而して後衆議院委員會に於て審議討究せらるべきものとす

私事法案が一たび衆議院に於ける常置又は特別委員會の一覽表に上るときは同案は恰も法廷の目錄に登録されたる訴訟の如く其記入の順序によりて審査せ

鐵道及運河案

重要なる私事法案

らる然れども公益に大關係を有する重要な案件は此順序に依らざるとあり即ち衆議院豫算委員長が貴族院の同委員長と會合し總の私事法案に就き貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎を決するに際し或る私事法案が大に社會の公益となるべき重要なものと看做さるゝときは右の私事法案は豫算委員長より衆議院と貴族院へ同時に提議し兩院聯合特別委員會の審査に附し同委員會は聯合法廷として該案の審査に従事す凡そ委員を以て特に組織する議院の臨時法廷に於ては普通の裁判所に於けると等しく諸々の證據を徴すると雖も普通の裁判に比すれば稍々緩なる所あり又傳聞證據に關する規則の如きも幾分か斟酌して適用せらる然れども同法廷に於ては種々の證據書類を取調べ地圖を要する者は之を精査し専門家の意見を徴し訟師の詳密なる辯論及總ての反對論を聴き又は私事法案修正の提議を爲すことを許す等其爲す所普通裁判所に同じく委員の狀態裁判官に異ならず

七 委員の誓言及株主の權利

何人たりと雖も當該私事法案は自己の選舉區又は双方に利害の關係を有せず

而して其審理すべき議案に就ては畢生の力を盡し誠實に之を取扱ひ總ての證言を聞きたる上に非ざれば可否の投票を爲さざる旨を書面にて誓言するに非ざれば委員となるを得ず審議會は二人以上の委員缺席するときは之を開くを得ず而して二回以上缺席する委員は之を除名し他の委員を以て之に代らしむるものとす

會社が其既に附與されたる權利の擴張變更又は改正に關する議案を議會に提出するときは同案に反對する株主は縱令少數なりとも其議案に反對の意見を吐露することを得

八 私事法案の撤回併に費用の支辨

私事法案提出者が議會に於て同案審議中之を放棄するときは議會は直に其審議を止め其提出より放棄に至るまでの費用を提出者に支拂はしむ。這般費用負擔の事はツキクトリヤ女皇二十八年及二十九年の法律を以て之を規定し委員の私事法案取扱の手續をして一層裁判所の裁判手續に類似せしめたり。此法律に依れば私事法案調査委員會に何時にても審査の上請願書の前提に於て私事法案提出

費用の負擔

の必要を證明するに足るものなきことを發見し又は反對者の申出に依り反對請願者保護の條項を私事法案に挿入するか又は反對請願者保護の條項を削除若くは改正して反對請願者をして反對の請願書を提出して自己の權利を保護するの手段に出るの已を得ざらしめたるは全く私事法案提出者が其提出案中に適當の條項を設けて反對請願者の權利を保護することに注意せざりしに由ることを衆議院に報告する場合に於ては其事件に關する入費は私事法案提出者をして之を支拂はしめ之に反し私事法案提出者の論ずる所正當にして反對請願者の申立相立たざるときは其私事法案の審判に關する總ての費用は之を反對請願者より徴收するものとす

私事法案の提出及調査は頗る手續と時間とを要し隨て少なからざる費用を要す。例へば私事法案の提出者及之に反對の請願者は凡て彼等を代表すべき數名の代人及訟師を雇はざるを得ず、又彼等は數名の證人を倫敦市に出張せしめ市内に滞在せしめ上下兩院の審査決議を待たざるを得ざるを以て、事の結末に到るまでには頗る長時間を要し隨て費用決して少額に止まらず、往時鐵道敷設の初期に在

私事法案提出は巨額多の費用を要す

ては委員の組成今日よりも緻密にして其費用之を今日に比して更に大なりしは事實に徴して明かなり然れども今尙ほ一の反對なき私事法案の通過に伴ふ議案提出費検査委員の手数料其他總ての費用を積算するときは一事件の爲め要する所の金高は總額貳千圓を下らず此金額は議會に於ける議案審議の進行に隨ひ遂次其幾分を豫納し以て次回の審議に伴ふ費用の支辨に充つべきものとす其費途は公用に供する議會の筆紙墨衆議院議長の特別顧問及議會の議案起草者に對する謝金委員會に於て私事法案審議の際に生ずる種々の臨時費其他私事法案に關し議會に於ける一切の費用支辨に充るものとす其他代人及訟師の報酬の如きは其幾何なるを知るを得ず然れども其小額に止らざるは疑を容れず總て私事法案は衆議院議長顧問即ち國會議案起草者の監督の下に議會の吏員に於て起草す而して議長の顧問には地位高く學識該博なる狀師を擧ぐるを例とす

九 議院職務の減縮

英國に於ける私事法案提出及其調査議決の鄭重なる凡そ斯の如く其手續は主として款を議員に通じ私事法案の提出を苟もするの弊を防ぐにありて相當の範

圍内に於て其順序方法を定むるは必要の事に屬す然りと雖も英國の現行方法は手續煩密に過ぎて費用を要する大なるの感なき能はず其手續を簡單ならしめ而かも其弊害を防ぐに足るの方法あらば進て以て之を講究すべきは亦以て民福を増すの一助たるを疑はず今英國議院の大勢を見るに往時は離婚歸化の如き人事と雖も尙ほ私事法を以て之を定め選舉の異議に關する請願も亦之を衆議院の選舉委員に附託せり然るに四五十年以來歸化證書の下附は行政の一事項となり離婚の争訟は司法事件となり裁判所に移り凡そ二十年以來選舉に關する請願は普通の裁判所の所管となり議院の職務漸く減縮の傾向を示せり其他地方警察署の設置町邑窮民救助の施設社團法人の設置限嗣不動産(エンテールド、エステイト)の賣却等皆近年までは立法の手續を要せりと雖も爾後是等の事項の爲め一般法を定め一事一項に就て立法府を煩はざることとせり是れ國務の執行上組織の一進歩と云はざるを得ず回顧すれば英國に於ては西曆千八百四十五年以前に在ては共有地境界の設定は私事法を以て之を規定せしと雖も同年以後は行政府に於て境界検査官なる者を任命し境界に關する一切の情況は該検査官に於て之を調

査し、相當と認むるときは之を認許するの命令を作り、次回の議會に於て其命令の承認を請ひ其處分を確定するものとし之を稱して豫備命令(Provisional Order)とす此事務は内務省に屬し、内務大臣は毎歲議院の承認を経る爲に多數の豫備命令を取纏めて簡短なる一案と爲し之を議院に提出す斯くして提出せられたる案は公事法案を取扱ふと同様の手續を以て其許否を決し、議院は境界決定の權利を保留し、其検査を行政府に委し以て従前議院の特選委員に於て履行したる煩雜なる手續に代へ、大體上立法府檢束の權利は依然之を存し處務の効用を増加せしものなり、元來處分の敏活にして周到なるを欲せば之を行政府に委するを宜しとす、而して結局の監督權は之を議會に收めざるを得ず、前記の如きは實に適當の改正と云ふを得べし

以上境界の設定に就て説く所の制度は其後棧橋、淀泊所、馬車鐵道、漁場其他諸種の事項に適用せられたり、實に豫備命令の發布は些々たる地方的事項の爲に一々私事法案提出の手續を省略し國務の進捗上一大進歩を來せり、今此制度を擴張し各地相當の裁判所に於て方今尙ほ議院に提出せらるべき各種の私事法案を受理

し、輕便に之を検査し、之に對して議院の承諾を経べき豫備命令を作らしむるは蓋し容易の業なるべし、諸般の機關を利用し巧に國務を操縦せば國利民福を増加する亦難きに非るなり

乾乙種附録第一三〇三頁第八表次

又米人の調査に掛る西暦千九百七十八年を基礎し十二年後の増加豫測を掲れば左の如し

項目	西暦千九百八年	八年前増加割合	同千九百二十年	十二年後増加割合
人口	八七、一八九、三九三	一、五	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五
銀行資力	一七、六四三、七〇五、二七四	四、一	三〇、〇〇〇、〇〇〇	七、〇
手形交換高	一三三、二七、〇六七、四二二	五、四	一七三、〇〇〇、〇〇〇	四、五
流通貨幣	三、〇三八、〇一五、四八八	四、八	四、二五〇、〇〇〇	四、〇
富作	一五五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇	一七五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇
石炭	七、八四八、〇〇〇、〇〇〇	一、七	一五、〇〇〇、〇〇〇	八、〇
同千九百七年	同千九百七年			
農作物	同千九百七年			
肥料	同千九百七年			
鐵材産額	同千九百七年			
鐵材産額	同千九百七年			
金産額	同千九百七年			

項目	数量	價格	總額
銅産額	四、三七四、八二七	一、二	五、〇〇〇、〇〇〇
銅價格	九〇、四三三、七〇〇	一、四	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
銅數量	八六、九六六、四九一	四、三	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
同千九百七年	同千九百七年		
工業品	同千九百七年		
輸出品	同千九百七年		
輸入品	同千九百七年		
輸車	同千九百七年		
噸數	同千九百七年		
價格	同千九百七年		
總收入	同千九百七年		
純益	同千九百七年		

四二九頁第二行ノ次第二
然るに爾後無數の議論を生じ政府提出の原案は殆ど其形を留めず西暦千九百九年七月初旬に於て左の如き新設及増税の議案議會を通過せり

- 一 麥酒税 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
- 一 火酒税 八〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一、煙草税	四三〇〇〇〇〇〇
一、カヒ税	二七〇〇〇〇〇〇
一、燐寸税	二五〇〇〇〇〇〇
一、電氣税	二〇〇〇〇〇〇〇
一、醸酢葡萄酒税	五〇〇〇〇〇〇〇
一、土地移轉自然增加税	四〇〇〇〇〇〇〇
一、割賦及利子税	二七五〇〇〇〇〇
一、有價證券税	二五五〇〇〇〇〇
一、小切手税	二〇〇〇〇〇〇〇
一、爲替手形税(三ヶ月以上ノ者)	五〇〇〇〇〇〇〇
一、分擔金	二五〇〇〇〇〇〇
合計	四五三〇〇〇〇〇〇

230

右の如く新設若くは増加を爲せしと雖も尙ほ五億馬に達せざるを以て一旦廢止
 減少と決定したる鐵道通行税二千萬馬及砂糖税三千五百萬馬は之を存し繼かに

收支の外面を補ふことを得たり然るに新税は概ね收入豫期の如くなるを得ず其
 結果の好否は豫め之を談じ難し而して税種の選擇亦其宜を得たりと云ふを得ず
 フランクフルト時報の如きは早くも新設及増加消費税の爲め一家の經營に一ヶ
 月一馬四十八片を加ふと算出す夫れ或は然らん

財政と金融乾の附録終

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 三三三三三三三三
 四四四四四四四四
 十十七六六五五四四四
 二年年年年年年年年
 九二九六二九九九
 年年月月月月月月
 九九一十廿二十二十
 月月五五十八十三
 日日日日日日日日
 訂訂訂訂訂訂訂訂
 五正正正正正正正
 日日增增增增增增
 訂印補補補補補補
 八七六五四三
 版版版版版版版版
 正改
 明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 四四四四四三三三三
 十十十十十十十十
 二一十九九八八八
 年年年年年年年年
 三九五九五五十二
 月月月月月月月月
 十十二二一一一十
 五五七十七一一十
 日日日日日日日日
 訂訂訂訂訂訂訂訂
 正正正正正正正正
 增增增增增增增增
 補補補補補補補補
 十十十十十十十九
 七六五四三二一
 版版版版版版版版



製布版八十第
圖五金價定册二全

著者 田尻稻次郎
 發行者 森山章之丞
 印刷者 佐久間衡治
 印刷所 株式會社 秀英舍
 東京市神田區表神保町二番地
 東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

發兌
 東京市神田區表神保町二番地
 振替貯金口座第一三五番
 同文館

大所賣
 東京神田東 東京早稲田 同文館支店
 大阪東區 大阪北區 盛文館
 神戶市元町 寶文館
 韓國京城 日韓書房

財政及經濟家好參考書

專門大家五十四名分擔署名執筆

▲商 業 大 辭 書

▲法學博士 小林 丑三郎 先生著

▲訂正增補 比較 財政 學

▲東京高等商業學校教授 瀧本美夫 先生解說

▲法學博士 福田 德三 先生著

▲經濟 學 研究

▲東京高等商業學校教授 佐野 善作 先生著

▲貨 幣 論

▲慶應義塾大學教授 堀 江 跡一 先生著

▲銀行 論

▲山口高等商業學校教授 坂本 陶一 先生著

▲商業 通 論 及 經營

▲商學士 田村 秀實 先生著

▲高等商業 銀行 實務 誌

▲橫濱正金銀行員 大槻 爲八 先生著

▲高等商業 外國 爲 替 實務 誌

▲東京高等商業學校教授 商學士 內池 廉吉 先生著

▲倉庫 經營 論

全上 二 册製

全上 二 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

全上 一 册製

定價金 五十三圓

定價金 五圓五拾錢

定價金 二十錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢

定價金 十二錢


定價金 十二錢

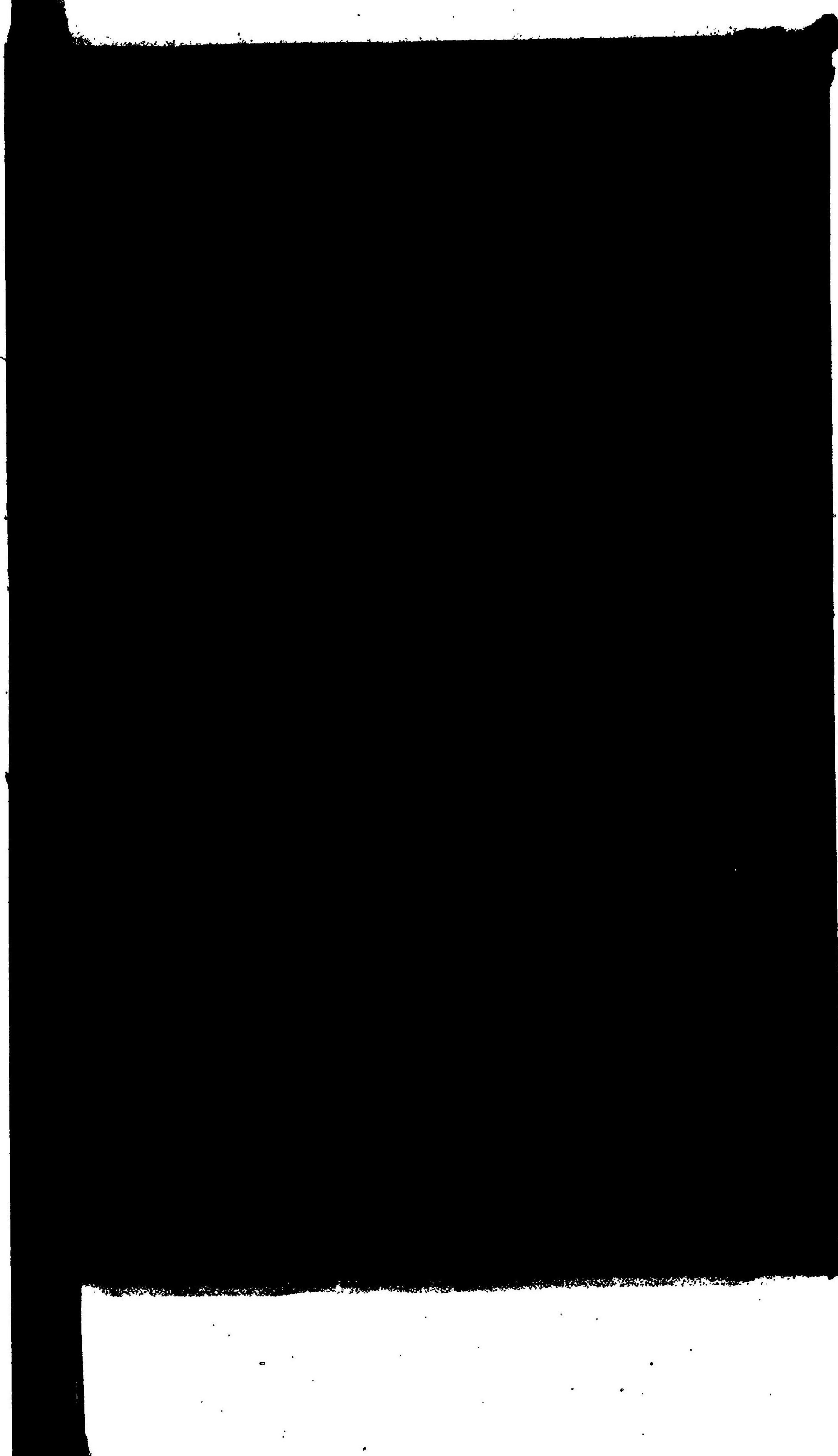
東京高等商業學校
圖書部發行

發兌

同文館

東京高等商業學校圖書部
發行





040619-001-7

91-147ヲ

財政と金融 (訂補18版)

田尻 稻次郎/著

M42.9

BDE-0714

